

可認局遞驛

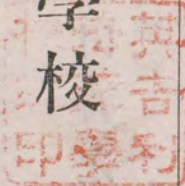
明治十九年十月廿三日發兌

第壹年級

英吉利法律講義錄

第六號

英吉利法律學校



目次

○法學通論 (第四號ノ續キ) 法學士 山田喜之助

○親族法 (第四號ノ續キ) 法學士 山田喜之助

○日本刑法 (第四號ノ續キ) 法學士 岡山兼吉

○代理法 米國法律學士 菊池武夫

○組合法 法學士 松野貞一郎

○合衆國領事訴訟法 (第三號ノ續キ) 米國法律學士 シドモール

キニ至テハ權利ニ相對スル義務ヲ見出スコト甚^ク難シ茲ニ新奇ナル法語ヲ作り財産ノ義務トカ云ヘハ至極分リ易キ者ナレトモ不通ノ語ハ之ヲ用ユルニ由ナシ元來財産權ノ如キハ名ハ一ナレトモ其物ハ數多ノ權利相集リテ出來タルモノナリ則チ財産權ト云ヘハ處分權、讓與權、賣却權等無數ノ諸權利集合シテ財産權ナルモノヲ造リ出シタルモノナレハ之ニ對スル義務ハ種々無量ナルヲ以テ之ヲ一纏ニナシテ其名ヲ附セントスルモ固ヨリ容易ニアラサルナリ然レトモ今述ル財産權ノ如キハ其權利ノ分量甚タ重大ニシテ特ニ之ニ對スル義務ノ名ナキノミナレハ之ヲ新規ニ作りテ名稱ヲ付スルモ敢テ困難ナルニアラス然トモ諸君ハ他日特種ノ名稱ノ權利義務ニ逢遇シ之レカ反對ナル者ヲ知ルノ困難ヲ經驗スルコトアルヘキナリ

○權利ノ區別ヲ論ス

權利ヲ區別スルノ方法タルヤ其類甚タ多シ之ヲ此ニ種々舉示スルトモ唯諸君ヲシテ惑ハシムルノミ故ニ最モ實際ニ適シ且研窮ノ便利トナル可キ區別ヲ掲ケン而已即チ左ノ四類トス

第一 權利ニ關係スル人ノ公私ノ資格ヨリ生スル區別

第二 權利ニ關係スルモノ、通常又ハ非常ノ資格ヨリ生スル區別

第三 義務者ノ確定ナルト不確定ナルトヨリ生スル區別

第四 所爲又ハ不爲カ權利ノ第一ノ目的タル場合ト其直接目的ノ破

レタル爲メニ第二ノ目的タルトヨリ生スル區別

右四項ノ區別ニ從テ權利ヲ説明スルトキハ凡テ法典ノ編纂ニ便利ナルノミナラス諸學者各自法律ヲ研窮スル記憶ノ力ヲ助クルニモ亦大ナル便益アルモノトス
世ニハ好ンテ物ヲ區別スルモノアリ然レトモ是レ區別ノ何物タルヲ

知ラサルヨリ生スルモノニシテ利益ナケレハ別段ニ喋々シク區別ヲ爲スヲ要セサルモノナリ然ルニ之ヲ爲スノ必要ハ錯雜シテ講述スルトキハ聞者之ヲ記臆シ居難キヲ以テ右ノ區別ヲ爲シタルモノニシテ別ニ天然自然ニ權利ニ四種ノ區別ヲ存スル譯ニハアラスナリ今全体區別ト云フモノ、性質ニ付テ一言スル所アラントス凡物ヲ區別スルニ二方法アリ即チ論理學ノ詞ニ單礎ノ區別ト重礎ノ區別是ナリ

前四種ノ區別ノ方法ハ單礎ニアラスシテ重礎ナリ單礎區別ナルモノハ事物ヲ區別スル基礎一定セサルモノナリ例ヘハ色ト云フ一種ノ者ヲ區別ノ基礎ト定ムレハ他ニ基礎ヲ求メサルモノヲ云フ例セハ物ヲ青、黃、赤、白、黒、ノ如キ五色ニ區別スルトキハ物ノ輕重ハ度外ニ付セサルヘカラス然レトモ輕キモノ、中ニモ赤、白アリ重キモノ、中ニモ亦赤

白アルカ故ニ輕重ヲ以テ基礎トスルトキニハ色ハ之ヲ度外ニ付セサルヘカラス

之ニ反シテ重礎區別ハ其基礎ヲ一定セスシテ數多ノ原因ヨリ物ヲ區別スルナリ乃チ色ヲ以テ區別スルニ拘ハラズ又味ヲ以テスルアリ故ニ赤クシテ輕クシテ甘キアリ又^ク赤クシテ重クシテ辛キモノアリ左レハ赤ト云フモノハ一定普通ノ原素ニシテ他ハ之ニ關セサルナリ之ヲ以テ重礎區別ハ一ニ歸スルカト思ヘハ又^ク忽チニシテ他ニ屬スルモノアリ此區別タル獨リ法律ヲ學ブ者ニ必要アルノミナラス各人一般皆^テ知ラサル可カラサルモノナリ

却說此區別ヲ以テ先キニ述ヘシ四項ノ分類ニ照合スルトキハ直チニ其重礎區別ナルコトヲ知ルヘシ何トナレハ第一公ノ資格ニ關スルモノト雖モ義務者ノ確不確ニ關セス又私ノ資格ニ關スルモノモ第二ノ

權利ニ關
係スル人
ノ公私ノ
資格ヨリ
別スル區

權利義務ニ關係セサルナリ以下右ノ四項ヲ詳述スヘシ

第一 權利ニ關係スル人ノ公私ノ資格ヨリ生スル區別ヲ論ス

權利ニ關係スルモノ資格ニ由テ自ラ權利ノ區別ヲ爲スニ十分ノ理由
アリ則チ權利ニ關係スルモノハ公ノ資格ヲ有スルコトアリ又私ノ資
格ヲ有スルコトアリ

公ノ資格ヲ有スルトハ政府或ハ其一部分ニ屬スルモノ、如キ是レナ
リ一言スレハ官吏ノ資格是ナリ私ノ資格トハ右ト反對シテ通常一私
人又ハ一私人ノ集合體ヲ云フモノナリ容易ク言ヒ換ユレハ官吏ト平
人トノ資格ト云フモ猶可ナリ而シテ此官吏カ一方者タル權利ヲ公權
ト名ケ平人ノミノ關係スル所ノ權利ヲ私權ト名ク之ヲ精密ニ云ヒハ
權利ノ關係スル雙方又ハ一方ノ者官吏ナルハ之ヲ公權ト云ヒ又雙
方共ニ平人ナルトキハ私權ト名クルモノナリ而シテ其公私ノ資格ヨ

Public right.
Private right.
Public laws.
Private laws.

リ如何ナル區別ヲ生スルカト云フニ曰公權、私權ノ區別是ナリ此區別ノ基ク所ハ公法ト私法トヲ區別スルノ基礎トナルモノナリ公法トハ憲法、行政法、刑法ノ類ニシテ其一方ノ者ハ政府又ハ双方共官吏ナル場合ナリ例セハ憲法トハ官吏、又ハ官吏ト平人トノ間ノ關係ヲ定メタルモノニシテ換言スレハ其一ハ必ス官吏ナラサル可ラス行政法ノ如キモ然リ又刑法ノ如キモ人民ノ公ニ對シテ負フ義務ヲ定メタルモノナリ此區別ヨリ云ヘハ假リニホルランド氏ノ云フ如ク政府ヲ目シテ權利者トナス方或ハ便宜ナラン私法トハ契約法、財産法ノ如キ是レナリ即チ人民相互間ノ權利義務ヲ定メタルモノナリ而シテ又官吏ト平人ト私ニ約チナスコトアリ是レ官吏タルノ資格ニアラスシテ國民タルノ資格ヲ以テスルモノナレハ公法ニハ關係セサルモノトス右述ル公法私法ノ區別ハ何レノ法律ニ於テモ必要アルモノトス

權利ニ關
係スルモ
ノ、通常
又ハ非常
ノ資格ヨ
リ生スル
區別

Normal.
Abnormal.

今日世上ニ萬國公法ト云フモノアリ右ハ公法ト名クヘキモ此ニ言フ
公法トハ大ニ其趣チ異ニスルモノナリ萬國公法ハ國ト國トノ關係ヲ
示ス法律ヲ云フモノナリ一國公法ト萬國公法トハ決シテ混同視スヘ
カラス

第二 權利ニ關係スルモノ、通常又ハ非常ノ資格ヨリ生スル區別

ヲ論ス

此區別ヲ解スルニハ通常ノ資格ト非常ノ資格トヲ説述スレハ明カナ
ルヘシ

通常ノ資格トハ丁年以上ニシテ瘋癲白痴ニアラサル精神爽快ナル自
由人ヲ指ス者ナリ此ハ取モ直サス一國ヲ組織スル所ノ人民ニシテ最
モ有益ナル部分ニ屬スルモノニシテ他ノ部分ニ居ル小兒或ハ瘋癲白
痴ノ如キハ之ヲ例外ニ置キテ法律ヲ規定シタルモノト見做ス可キナ

≒Law of things.

≒Law of persons.

リ再言スレハ法律ナルモノハ通常人ヲ目的トシテ規定シタルモノト
假定スルモ不可ナキナリ非常人トハ即チ非常ノ資格ヲ有スル人ニシ
テ是ハ前ト反對シテ或ハ瘋癲白痴ノ如キ或ハ有夫ノ婦又ハ被後見人
等ノ種類是ナリ非常人ト云フハ一種下等ニ位スル人ノ如ク思ハルレ
トモ決シテ然ル者ニハアラス此ハ法律上設ケタル稱語ナリ瘋癲白痴
有夫ノ婦被後見人ノ如キハ法律上所謂獨立ナラサル人ニシテ之ヲ不
能力者ト稱セリ不能力者ハ法律上ニ於テ殊ニ注意シテ相當ノ保護ヲ
與ヘ又相當ノ權義ヲ與フルモノナリ畢竟スル所ロ不能力者ナル語ハ
法律上ノ便宜ヨリ設ケタルモノニシテ別ニ此等ノ人ヲ劣等視スルニ
アラス

元來通常人非常人ノ區別ハ往古ヨリ存在セシモノニシテ古書ヲ閱ス
ルニ物ノ法、人ノ法トハ二部ニ分テリ物ノ法、人ノ法ノ區別ハ今陳ル通

常人法非常人法ト大差異ナシ唯^タ法律學ノ進歩ト共ニ物好キノ學者カ發明シタル語ナリ然レトモ之ヲ用ユルハ便利ナリ法律ハ人ト物トノ二ツニ分チ而シテ物法ヲ經トナシ人法ヲ緯トナシテ織リ出シタルモノナリ此ノ如ク物法人法ヲ經緯ニ置キシハ實ニ穩當ナリト信ス左ニ圖ヲ示ス

物之法

人ノ法		契約	財産	等
	通常人			
	風癲			
	白痴			
	幼者等			

義務者ノ
 確定ナルノ
 不確定ナル
 ト不確定ナル
 ナルトヨリ
 生スル
 區別

則チ物ノ法ニハ契約法、財産法、破産法ノ如キ各種アリテ其目的トスル所
 ハ通常人ニ對シテ之ヲ設ケ又々癡癲白痴、幼者ノ如キ非常人ニ對シテハ
 通常人ニ對スルモノト何カナル變相、制限、脩正ヲ經タル上ニテ適用シ
 得ル乎ヲ説明シ終リタル後チ法律ノ全体初メテ明瞭ナルニ到ルヘキナ
 リ

第三 義務者ノ確定ナルト不確定ナルトヨリ生スル區別ヲ論ス
 義務者ノ確定ナルトハ甲若クハ乙或ハ丙ト云フ如キ確定シタル人カ義
 務者タル場合是レナリ義務者ノ不確定ナルトハ何人ト云フコトモナク
 只々漠ト世上一般ノ人ニ對シテ權利アル場合はレナリ例セハ契約ヲ結ビ
 賣買ヲ爲シタルトキノ如キハ或ル事ヲナシ又ハ或ル物ヲ引キ渡ス義
 務ヲ負フモノハ初メヨリ定リ居リテ指示スルコトヲ得ルナリ即チ法
 語ニテ之ヲ取引ノ對手人ト云フ之ニ反シ名譽權ノ如キハ何人カ之レ

リ Jus in rem.

ヌ Jus in personam.

ニ對スル義務ヲ負フト云フコトモナク只タ汎ク世上一般人ニ對シテ
之ヲ有スルモノナリ之ヲ換言セハ余輩ノ名譽ヲ害スヘカラサルノ義
務ヲ負フモノハ果シテ誰人ナリヤ之ヲ指名スルコトヲ得サルナリ
此區別ハ他日權利ノ種類ヲ講究スル時ニ於テ甚タ必要ヲ見ルモノナ
リ古來ヨリ人權物權ノ區別ハ學者ノ喋々スル所ニシテ今日ニ始マリ
タルコトニアラス然レトモ人權物權ノ名稱ハ甚タ曖昧ニシテ人ヲ誤
ルコト夥シ何トナレハ人權ト云ヘハ何ニカ人ニ關シ物權ト云ヘハ何
ニカ物件ニ關スル權利ノ如ク聞コユレト決シテ左ル譯ニアラス何ト
ナレハ版權ノ如キ商標權ノ如キハ誰レモ爭ハヌ物權ナレトモ別段ニ物
ニ關係スル譯ニアラス契約上ノ權利ハ人權ナレトモ物品引渡ノ契約
ノ場合ニハ物ニ關スルト云フモ可ナリ故ニ近頃ハ英吉利學者ハ物權
ヲ對世權ト云ヒ人權ヲ對人權ト云ヘリ是レ明了ニシテ且ツ穩當ナル區

所爲又ハ
不爲カ權
利ノ第一
ノ目的タ
ル場合ト
其直接目
的ノ破レ
タル爲メ
ニ第二ノ
目的タル
トヨリ生
スル區別

別ナルニ佛蘭西學者ハ往々此解ヲ容レス隨分其名ヲ知ラレタル大學者ト雖モ此區別ヲ誤ル者比々皆是レナリロビンソン、ルーソーノ如キ絶海ノ孤島ニ住スル人ニアラサルヨリハ權利ニシテ人ニ關係セサルモノハ一トシテ是レアラサルナリ然レトモ天上天下唯我獨存者ナレハ隨テ權利モナキ筈ナリ人ニ關スル權利ナルカ故ニ人權ト云フハ甚タ無稽ノ說ナリ

第四 所爲又ハ不爲カ權利ノ第一ノ目的タル場合ト其直接目的ノ破レシタメニ第二ノ目的タルトヨリ生スル區別ヲ論ス

所爲又ハ不爲ハ其レ自ラニ於テ權利ノ目的トナル場合ニ於テハ之ヲ原權ト稱ス之ヲ例セハ甲ト乙ト契約シテ曰乙ハ甲ニ向テ米十俵ヲ何時マテニ引渡サント此場合ニハ甲ハ其米ヲ引取ルノ權アリ乙ハ又之ヲ引渡スノ義務アリ而シテ甲ノ權利ヲ原權ト云フ何トナレハ米十俵

を Remedial right.
わ Primary right.
か Secondary right.

を Primary right.

チ引渡スノ所爲ハ其レ自ラニテ權利ノ目的ニシテ實又權利ノ甘味ナル所即チ權利ノ本尊ナリトス然ルニ乙之ヲ引渡スコトヲ欲セス他ニ消耗シタル時ハ甲ハ乙ニ對シテ其代價并損害ヲ要求スルノ權ヲ生ス此權ハ權利自ラ有リ難キモノニアラスシテ原權ヲ害セラレタルヲ以テ餘儀ナク其代リニ得タルモノナリ再言スレハ第一ノ權利破レタルカ爲メニ第二ノ權利ヲ得タルモノナリ之ヲ救濟權利ト云フ此救濟權タルヤ只漠然生スルモノニアラスシテ原權ノ破レタル場合ニ代テ生スルモノナリ故ニ原權ヲ第一等ノ權ト云ヒ而シテ救濟權ヲ第二等ノ權ト稱スルコトアリ

此原權ト救濟權トノ二者ノ區別ハ最モ必要ニシテ且或場合ニ於テハ之ヲ區別スルニ甚ダ困難ヲ極ムルコトアリ時アリテハ一方ニ於テハ原權ト主張シ又他ノ一方ニ於テハ救濟權ナリト主張セラル、コトアリ例

へハ契約ノコトニ關シ歐洲ニ於テハ二種ノ學說アリ則チ此ニ一ノ契約
 アリトセンニ若シモ其義務者カ契約ニ違背シテ其義務ヲ履行セサルト
 キハ如何ト云フニ此間タル簡單ナルモノ、如クナレトモ委シク云へ
 ハ際限モナク高尙ニ論セラル、モノナリ佛蘭西民法第千二百三十四
 條ニ契約消滅ノ原因ナル一項ヲ掲ケ契約ハ如何ナル原因ニヨリテ消
 滅スルモノナリヤヲ定メタリ而シテ其條中ニ契約破毀ノコトヲ示サ
 ス左レハ契約破毀ハ佛民法ニ於テハ契約ヲ消滅セシムルモノニアラ
 サルヘシ然レトモ英國ニ於テハ破毀ハ契約ヲ消滅セシムルモノト定
 メタリ(アンソン契約法第二百六十一葉并第三百〇一葉ヲ參看スレハ
 明ナリ)此ノ如ク英佛學者カ其見解ヲ異ニスル所以ハ佛法學者ノ考ニ
 於テハ契約ヲ果サ、ルモノアルモ之レカ爲メニ契約ノ消滅シタルニア
 ラサルカ故ニ之ヲ裁判所ニ持出シテ訴フルトキニハ原權ニ對スル救

煩ハシキモノニテ固ヨリ人ハ生活物ナレハ束縛スルヨリ外ハ無キナ
リ又^タ爰ニ不思議ナルハ夫妻同居ノ權ヲ破リタトテ損害要償ヲ許サ、
ルコト是ナリ凡テ夫妻間ノ權利義務ハ斯クノ如キモノニテ通常ノ議
論ヨリ云フモ妻ヨリ損害金ヲ夫カ取リタリトテ自分ノ物ヲ自分カ取
ルト同様なリ好シヤ裁判所カ之レニ立入りテ權利義務ヲ實行セシム
ルモ却テ一家中ニ風波ヲ起シ和睦ヲ失ハシムルニ過キサルノミ斯カ
ル性質ノモノ故ニ一方カ義務ヲ盡サ、ルトキハ一方モ又^タ義務ヲ免ル
、ニ止ルノミ例ヘハ妻カ同居ノ義務ヲ盡サ、ルトキハ夫ハ妻ヲ養フ
ノ義務ヲ免ル、ナリ又^タ佛蘭西ニテハ同家ニ蓄妾スルヲ許サ、ルニ若
シ夫他ヨリ女ヲ連レ來ルトキハ妻ハ夫ノ家ヲ飛出シテモ夫ハ之ヲ如
何トモス可ラスコレ暴ヲ以テ暴ニ代ユル如シト雖^モ夫妻ノ權利義務ハ
斯ノ如キ性質ノモノナリ而シテ斯クノ如キハ獨リ同居ノ權義ニ就テ

誘引

ノミナラス其他ノ夫妻萬般ノ權義モ同様ノ性質ナレハ結極ハ夫妻離縁スルヨリ外ナシトス佛蘭西ニテハ離縁ヲ許サ、リシカ到底勢止ムヲ得ス一昨年ヨリ非常ノ場合ニ於テハ離縁ヲ許可スルコト、ナレリ

夫ハ妻ト同居スルノ權利アルヲ以テ何人ニテモ其妻ヲ誘引スルモノアルトキハ之レカ取戻ヲ訴フルコトヲ得獨リ取戻ヲ訴フルヲ得ルノミナラス損害要償ヲ爲スヲ得ヘシ併シ乍ラ此場合ニハ爲害者即チ他人ノ妻ヲ誘引シタルモノ、惡意ナルカ又ハ其他惡ムヘキ心底ヨリ出テタルヲ要ス若シ夫ニ於テ妻ヲ苛酷ニ取扱ヒ暴戻忍ヒサルヨリ之ヲ避ケンカ爲メ他人ニ保護ヲ求メタルトキ他人之ヲ誘引シテ保護ヲ與ブルモ法律ハ之ヲ禁セサルナリ何トナレハ斯クノ如キ場合ニ保護ヲ與フルハ人情咎ムヘキモノニアラサレハナリ然リ而シテ保護ヲ與フル

モノ妻ノ親戚等ナルトキハ法律ハ固ヨリ措テ顧ミサルモ若シ他人ナ
ルトキハ極メテ危険ナル所爲ト云ハサルヘカラス何トナレハ瓜田ノ
履梨下ノ冠幾分カ疑ヲ免レサレハナリ
亞米利加ニ一ノ奇異ナル訴訟起リタルコトアリ被告ハ原告ノ妻ヲ誘
引シタリ通常ナレハ原告ハ直ニ談判ニモ往クヘキ筈ナルニ如何シタ
リケン原告ハ被告ニ約定ヲ爲シテ曰ク被告カ原告ノ妻ヲ誘引シタル
所爲ハ今更答メサルニ付キ其代リトシテ原告ノ妻ヲ被告ノ家ニ留メ
置キ養ヒ吳レヨト然ルニ原告ハ其後被告ニ申込ヲ爲シテ曰ク余ハ過
般汝ト契約ヲ爲シタレトモ妻ヲ返還セヨト被告ハ曰ク先約有ルアリ
何ソ貴求ニ應スヘケンヤト拒争シ遂ニ原告ハ法庭ニ損害要償ノ訴ヲ
提出セリ然ルニ裁判所ハ判決シテ曰ク被告ハ損害要償ノ責ニ任スヘ
キモノニアラスト其理由ヲ考フルニ右原告被告間ノ契約ハ人倫ニ違

背スルモノナルヲ以テ無効ト云ハサルヘカラス故ニ何時ニテモ原告
 ヨリ妻取戻ヲ求メラルトキハ返還セサルヘカラス決シテ無効ナル
 先約ヲ以テ拒辨スヘカラサルナリ然レトモ被告ハ原告ノ妻ヲ留メ置
 クコトヲ許諾シタレハ損害ノ生スヘキ理由ナキヲ以テ要償スルヲ得
 スト云フニ在リ尤モ取戻ヲ懸合ハレタル後ハ留置ハ不法ナレハ之レ
 ニ對シテハ損害金ヲ拂ハサルヘカラス英吉利ノ法律ニ由レハ夫ハ妻
 ト同居スル權利アルノミナラス腕力ヲ以テ其妻ヲ制御スルノ權アリ
 尤モ暴行強迫ヲ用フルコトヲ得サルナリ故ニ妻カ謂ハレ無ク他出セン
 トスルトキハ夫ハ温順ノ手段ヲ用ヒテ制止スルコトヲ得又妻カ他人
 ニ對シテ惡行ヲ爲ストキハ之ヲ止ムルコトヲ得ルモノナリ夫妻互
 ニ訴訟スルコトヲ得サレトモ夫カ妻ヲ毆打シ又ハ妻カ夫ヲ毆打シタ
 ルトキハ互ニ訴フルヲ得ヘシ

子女ノ保
管
子女ヲ保管スルコトハ英吉利ノ習慣法ニ依レハ妻ニアラスシテ夫獨
リ之ニ任セリ然レトモ近代ハ其規則ヲ改メ一千八百三十九年ノ條令ニ
テ夫ニテモ妻ニテモ適宜ノモノニ子女ヲ保管スルノ權利ヲ與ヘタリ
財産
婚姻ヨリ財産上ニ生スル結果ハ莫大ナリコレハ後ニ至リテ詳論スヘ
キ機會アランカ此事ハ實ニ親族法ニ重大ノ關係アルモノナレハ必ス審
カニ説明セサルヘカラサルモノナリ今其概畧ヲ云ヘハ英吉利習慣法
ト衡平法トハ大ニ趣キ異ニスルユヘ先ツ習慣法ヨリ述ヘサレハ充分ナ
ルコト能ハサルナリ
習慣法ニテハ男女婚姻スルトキハ妻ハ其夫ノ配下ニ屬スルヲ以テ妻
ノ財産ハ凡テ夫ノ有ニ歸ス其婚姻前ニ得タル財産ト婚姻後ニ得タル

財産トテ問ハサルナリ尤モ其財産ノ種類ニ依リテハ夫ノ所有ニ歸スル
手續方法ニ就キ差異アルモノナレトモ要スルニ妻ハ財産ニ對スル利
益ヲ失フモノトス併シ其代リニ夫死シタル時ハ夫ノ財産ノ幾分ヲ相
續スルヲ得尤モ是レ相續權モ薄弱ノ者ニテ夫カ遺囑證書ヲ以テ他人ニ財
産ヲ移シタルトキハ妻ノ得分ナキニ至ルヘシ實ニ不權衡ノ極ト云フヘ
キナリ然リ而シテ右等ノ不權衡ヲ來シタル所以ハ自ラ社會制度ノ然
ラシムル所ニシテ妻ノ身体ハ婚姻ニ依リテ消散シ夫ノミ世間ニ現ハ
ルハニ至レリ其代リニ夫モ又ダ不利益ノ事アリ何トナレハ夫ハ妻ノ負
債ヲ拂ハサルヘカラス其婚姻中ニ負債シタルト否トテ問ハサルナリ
又ダ妻ハ不能力者ナレハ結約スルノ能力ナキモノナリ若シ契約スルト
キハ夫之ニ任セサルヘカラス又ダ妻ノ犯罪ニ對シテモ夫之ニ任セサル
ヘカラスル場合アリトス換言スレハ英國古代社會ノ有様ハ東洋社會

夫妻ノ證言

ノ現象ト同シク一家ハ宛モ一小王國ノ如シ夫ハ帝王ノ如ク妻ハ女王ニ似タリ故ニ世間ニ對シテノ權利義務ハ頭領之ヲ受クルナリコレハ未開社會ニテハ然ルヘキ理由アリテ然ルモノニシテ古今ノ歷史上現然タリ

夫妻ノ證言

夫及ヒ妻ハ互ニ證人トナルコトヲ得サルモノナリ併シ此原則ニモ例外アリテ許ス場合ナキニシモアラス詳シキコトハ證據法ニ就キテ研窮セラレハシ今互ニ證言スルヲ得サル概畧ヲ云ヘハブラツクストン氏ハ夫妻異身同体ナリ同体ナルカユヘニ自分カ自分ニ對シテ證言スルカ如キハ之ヲ許スヘカラスト然シ乍ラ此說ハ外形上ノ議論ニシテ眞正ノ理由トナラサルナリ元來夫妻相互ニ證言スルヲ得サルハ公益ニ基クモノナリ故ニ互ニ證言セシムルモ公益ニ害ナキ以上ハ之ヲ許ス

へキナリセリ。然レニ五ニ證言スルモ、公證ニ害ナキ以上ハ公證ヲ得ル
 何ヲ以テ公益ニ基ツクト云フ其理由ハ言ハスシテ明ラカナリ夫ハ妻
 ナ信シ妻ハ夫ヲ信スルモノナリ又セ世間ニハ秘密ニスヘキコトニテモ
 夫妻ハ互ニ談話スルコトアルヘシ凡ソ一家内ノ安全ヲ計ラント欲セハ
 一家内ノ事ヲ秘密ニスルノ必要アリ故ニ法律モ之ヲ保護セサルヘカ
 ラス試ミニ考ヘヨ裁判官カ他人ノ妻ヲ法庭ニ召喚シ汝ノ夫ニ斯々ノ
 悪行アリ汝之ヲ證言スヘシト命スルトキ妻ハ之ヲ證言スルニ忍ヒサ
 ルヘシ若シ強ヒテ之ヲ證言スヘシトセハ一家ノ安全得テ期スヘカラサ
 ルナリ孔曹云ハスヤ父爲子隱子爲父隱直在其中ト

元ト夫妻互ニ證人ト爲リテ證言スルヲ得サルハ公安ニ基ツクモノナレ
 ハ證言ヲ許シテモ公安ニ害ナキ以上ハ許スコトヲ得ルモノナリ例ヘ
 ハ夫カ妻ヲ訴ヘ妻カ夫ヲ訴ヘタルトキ又ハ夫カ妻ヲ殴打シ妻カ夫ヲ

妻ノ負債
及ヒ契約
上ニ生ス
ル婚姻ノ
結果

毆打シタルトキ或ハ妻ノ姦通ノ場合等ハ互ニ証言スルヲ得ルモノナ
リ乃チ夫妻ニ訴訟スル位ナレハ公安ニ害ナキ筈ナリ又他人ヨリ夫妻ノ
一方毆打セラレタルトキモ他ノ一方ハ證人ト爲スヲ得ルモノトス斯
ク夫妻間ニ証言ヲ許サ、ルハ夫妻ノ關係繼續中ノミナラス一方ノモ
ハ死後或ハ離縁シタルトモ同様ニシテ一朝夫妻ノ關係ヲ解クモ其夫
妻ノ關係中ニ聞キ得タルコト知り得タルコトヲ証言スルニ忍ヒサル
コトアレハナリハ

第三編 妻ノ負債及ヒ契約上ニ生スル婚姻ノ結果

前編ニ於テモ申シタル通り夫ハ直チニ妻ノ負債ヲ拂フヘキ義務アリ此
義務ハ妻ノ財産ノ有無ニ拘ハラサルナリ又夫幼年者ニテ結婚シタル
トキト雖モ妻ノ負債ヲ拂ハサル可ラス英吉利法律ニテハ幼年者ハ不能
力者ニシテ自分ノ結ヒタル契約ニテモ或場合ノ外ハ無効ナリトス然

ルニ此時ハ例外ナリトス又^タ曾テ甲ニ嫁シタル女離縁シテ乙ノ妻トナ
 リタルトキハ新夫即^チ乙ハ妻ノ負債ヲ拂ハサルヘカラス其負債ハ妻カ
 前婚姻ノ時ニ負フタルト後ニ負フタルトヲ問ハサルナリ併シ夫カ妻
 ノ負債ヲ引受ケルハ完全無制限ト云フヲ得サルナリ即^チ夫妻ノ關係繼
 續中ニノミ支拂フ義務アリ夫妻ノ關係一旦離縁スルトキハ夫ハ之ヲ
 免ル、ナリ是等ハ通常ノ組合員ト異ナル點ナリトス

例ヘハ甲男カ乙女ト婚姻スルトキハ乙女ノ負債アル爲メ甲ハ婚姻繼
 續中ナレハ之ヲ支拂ハサルヘカラス然ルニ債主ノ怠慢ヨリシテ永ク
 要求セサリシニ乙女死去シタルトキハ甲男即^チ夫ハ之ヲ支拂フノ義務
 ナ免ル、モノトス然ルニ是等ノ規則ハ不公平ノ結果ヲ生スルコトア
 ルヘシ試ミニ之ヲ云ハンニ妻ニハ負債アリテ財産ナキモノモアラン
 又^タ財産アリテ負債ナキモノモアルナラン或ハ獨リ之レノミナラス妻

即チ目的ナリト而シテ其相對派ヲ主張スル者ノ言ニ曰フ刑罰ハ器械ナリ
 方法ナリ最上ノ目的ニアラサルナリ即チ他ノ目的ヲ達セント欲シテ設
 ケタル手續ナリ之レヲ以テ相對派ノ學者ハ其達スヘキ目的ノ何ナルヤ
 ニ關シテ又^タ支派ヲ生セリ即チ左ノ如シ

- 其一 威儀主義
- 其二 矯正主義
- 其三 保護主義
- 其四 防禦主義
- 其五 豫戒主義
- 其六 賠償主義
- 其七 契約主義

今斯ノ如キ主義ニ付キ一々説明ヲナスハ立法上ニ亘リ余ノ受持課目外

トナルヲ以テ之ヲ省キ唯々其大要ヲ掲ケンニ
 其一 威儀主義トハ即チ社會公衆ヲ威懼スルヲ以テ刑法ノ目的ナリト
 主張スル者ヲ云フ

其二 矯正主義トハ犯人ノミヲ矯正シテ善ニ導クヲ目的トスル者ナ
 リ

其三 保護主義トハ國ヲ保護スルノ權ヲ擴張セン爲メ之レヲ罰スル
 ナリト主張スル者ナリ

其四 防禦主義トハ刑罰ハ犯人ヲ懲戒スルニアラス將來社會ニ同一
 ノ犯罪行爲ナカラシメン爲メニ科スル者ナリト論スル者ナリ

其五 豫戒主義トハ先ツ豫メ刑罰ヲ置キ社會ヲシテ之ヲ爲サシメサル
 ヲ目的トナスト論スル者ナリ

其六 賠償主義トハ社會ノ一人ヲ殺害スル者アラハ亦必ラス其償ヲ

譯者
譯者
譯者

爲サ、ルヘカラス之レ刑罰ヲ設クルノ目的ナリト論スル者ナリ
其七 契約主義トハ社會ノ一人トナリタル以上ハ其社會ヲ保持スル
ニ必要ナル刑法ニ服従スルコトヲ約シタル者ナレハ之レニ背ク者ヲ
罰スルハ其約ヲ履行スルナリト論スル者ナリ
夫、斯ノ如ク諸説各相同シカラスト雖モ要スルニ刑罰ノ目的ハ同一ノ行
爲ヲ將來ニ豫遏スルニアリ而シテ我刑法ハ此目的ヲ達スル爲メ左ノ
方法ヲ以テセリ
有期徒刑、懲役、輕重禁錮、罰金、拘留、監視等ノ刑ヲ科シテ犯罪者ヲ懲戒
ス
死刑其他ノ宣告ヲ公ケニシテ之ヲ公衆ニ示シ以テ社會ニ畏懼ノ念
ヲ生セシメ社會ヲシテ再ヒ同一ノ行爲ナカラシム
死刑、終身刑ヲ科シテ犯罪者ヲ社會ヨリ擯斥シ以テ同一ノ罪犯ヲ再ヒ

社會ニ現出セサラシム
以上三種ニ之ヲ分ツト雖モ要スルニ本人ヲ懲戒シ社會ヲシテ畏懼セシ
メ犯罪者ヲ除斥スル等一トシテ將來ニ於テ犯罪ノ處爲テ豫遏スルニ
外ナラス

第三回

刑罰ノ權衡輕重ノ程度

同一様ノ犯罪ニ付テモ刑罰ヲ科スルニ輕重アリ乃或所爲ニハ徒流刑
ノ如キ重キ刑ヲ科シ又或所爲ニハ罰金科料ノ如キ輕キ罰ヲ加ヘラル
此ノ如キ刑罰ノ權衡ニ輕重ノ差アルハ抑何等ノ主意ニヨルモノナル
乎今夕講義ノ問題ハ即是ナリ
凡刑法ナルモノハ唯之ヲ制定頒布シタレハトテ效果アルモノニアラ
ス刑法ヲシテ眞ノ效驗ヲ現ハサシムルニハ其輕重ノ程度ヲ得セシム

ルニ在リ例ハハ魯西亞ニ起ル虚無黨ヲ罰スルニ死ヲ以テスル如キハ
敢テ苦痛ヲ感セス却テ其身ノ榮譽ナリトナスナラン此ノ如ク死ヲモ
猶恐レサルノ徒ニ斯刑ヲ科ス何ノ効力之レアラン近來日本ノ或ル地方ニ
國事犯ヲ企テ、遂ニ死刑ニ處セラレシ壯士中ニモ或ハ死ヲ以テ潔ト
スル者モアルナラン果シテ然ランニハ殘酷ノ死刑又々何ノ益アラン
乃^チ此ノ如キ士等ニ至テハ其最^モ苦シキ刑ト云フハ終身徒刑ノ如キ却テ
其痛痒ヲ感スル者ナリ蓋シ勞役ニ堪ヘ難クシテ眞心悔悟スルコトアル
ヘシ又^タ多分ノ財産ヲ有スル者ニ罰金科料ノ刑ヲ加フル如キ其效驗實
ニ薄キ者ナリ故ニ肉體ノ刑ノ如ク苦痛ヲ覺ヘシムルモノ却テ效驗ア
ル者トス然ルニ性命ヲ重スルノ士或ハ貧者ノ如キ之ヲ感スルヤ非常
ニ大ナルヘシ故ニ將來ヲ豫遏スルノ目的ヲ充分ニ達セント欲セハ刑
罰ノ權衡ヲ能クスルニアリ刑罰ノ權衡ヲ能クスルハ各人ニ付テ刑ヲ

科スルニ如カス他言スレハ人民ノ階級ヲ設ケ其階級ニ應シテ各刑罰
ヲ置キ制裁ヲ科ス可キナリ然ルニ各其所爲ト人々ニ付キ特別ニ其權
衡ヲ定ムルハ望ム可クシテ行フ可カラス唯タ充分ニ其目的ヲ達セン
ト欲セハ裁判官ニ最上ノ權ヲ與ヘテ之レヲ定ムルニアリ日本刑法ニ
付テ見レハ多少此等ノ考察ヲ廻ラシ各條毎ニ最短期ト最長期トヲ定
メ何圓以上何圓以下或ハ何年以上何年以下ト云ヘル區域ヲ設ケ其間
ニ於テ裁判官ニ自由自在ノ權利ヲ與ヘ以テ各人ノ性質模樣ヲ察シ豫
戒ノ主旨ヲ補成セシム
此ノ如ク所爲ノ種類ニ由リテ刑罰ノ權衡輕重ヲ定メタルモノ、標準
トナル可キモノハ豫メ之ヲ定メ置カサル可カラス何トナレハ立法官
ノ最長短期ヲ定メタル主義ニ由リテ裁判官ハ其限内ニ於テ權衡輕重
ヲ定ムルモノナレハナリ乃チ其特別ノ所爲ハ何處ニ當ルヤ否ハ裁判官

刑罰ノ輕重ヲ定ムルニ標準トナル可キモノハ第一

ノ智愚賢否ニ由テ或ハ適スルコトアリ或ハ適セサルコトアルモノトス此ノ如キ次第ナルヲ以テ先第一ニ我刑法上刑罰ノ權衡輕重ヲ定メタルコトヲ窮知スルヲ要ス今刑罰ノ輕重ヲ定ムルニ標準トナル可キモノヲ左ニ列叙セン

第一 若シ夫レ犯罪ノ目的非常ノ大害ヲ社會ニ及ホスニアルトキハ其犯罪ヲ豫防スル一層稠密ナラサル可カラス

則チ犯罪ノ所爲目的ヲ達スルトキニ社會ニ大害アルモノハ亦嚴酷ナル刑罰ヲ科スヘキナリ例ヘハ殺人罪ノ如キ大害ヲナスモノハ殊ニ嚴ナル死刑ニ處スルノ類是ナリ而シテ同シク人ヲ殺ス中ニモ王者ヲ殺害スル者ハ老衰不用ノ者ヲ殺害スル者ヨリ其社會ニ害ヲ及ホス頗ル大ナルヲ以テ之ヲ罰スルコト一私人ヲ殺害スル者ヲ罰スルヨリハ其刑重カラサル可カラス

第二ニ犯罪ヨリ生スル惡果ノ確定スルモノハ其確定ノ度ニ從テ刑罰
ヲ加重セサル可カラス
此ノ如キ主義ニテ定メタルハ歐打創傷ノ如キ然リ即チ其結果ニ於テ一
日ノ傷ヲナスモノト十日ノ傷ヲナスモノト二十、三十日間ノ傷ヲ爲ス
者ト各其輕重ノ度ヲ量リテ刑罰ヲ科スルモノトス又ダ既遂犯ヲ罰スル
ハ未遂犯ヲ罰スルヨリ重キカ如シ是レ未遂犯ニアリテハ其實行スル前
ニ悔悟スルコトモアレハナリ例ヘハ殺人罪ノ場合ニ未遂犯ト云ヒ既
遂犯ト云ヒ同シク刀ヲ下ケタルモノナリト雖モ未遂犯ノ場合ニ於テハ
人ヲ殺サントスルノ惡念中途ニ思ヒ止リテ刀ヲ下ニ降シ既遂犯ノ場
合ニ於テハ人ヲ殺サントスルノ惡念增長シ人ヲ殺スタメ刀ヲ下ニ降
シタルモノナリ故ニ刀ヲ降シタルノ所爲尙一ナルモ其惡結果ノ起ル
ト起ラサルトニ由テ或ハ罰シ或ハ罰セサルコトアリ

第三 人忿怒ノ情ノ有無、年齡、教育ノ度、犯罪者ノ資格、性質、犯罪ノ度數、犯罪ノ時、犯罪ノ場所、犯罪者ノ交際スル社會等ノ如キ種々ノ形狀
 (一) 憤怒ノ情ノ有無トハ歐打創傷セラレタルトキハ憤怒ノ餘リ直ク之ヲ打チ返ス如キ或ハ又妻ノ姦通セラル、ニ當テ見ルニ忍ヒス直チニ其人ヲ害セシ如キハ最初ヨリ顧慮熟考シテ爲セシ場合トハ刑ニ輕重アリ再言スレハ其人ノ罪ヲ犯スヤ不圖他人ノ所爲ニ激動セラレ前後ノ思慮ナキモノト精神ノ靜止セル時ニ犯セシモノトハ其適施スル刑ニ於テ輕重ノ差アルモノトス(二) 年齡ニ付テモ未丁年者ト丁年者トハ別ニ刑ヲ適施シ(三) 又教育ノ度ニ至テハ此ニ著シキ例ハナケレトモ然カモ能ク之ヲ知テ其區別ヲ立テサル可カラズ若シ裁判官タルモノ被告入ヲ尋問スルニハ先ッ當人教育ノ有無ヲ問フ而シテ該被告人幼少ヨリ多

少ノ教育ヲ受ケ事ノ是非善惡ヲ辨シ居ルモノナルトキハ其犯罪ハ必ス
思慮ヲ廻ラシタルモノナリ之ニ反シテ漁獵夫ノ如キ目ニ一丁字ヲ視
ル能ハス耳ニ一善言ヲ聽クコトナキ者ノ如キハ其犯罪ニ由テ害ヲ及
ホス所大ナルモ又恕ス可キモノアリ故ニ前者ハ之ヲ重ク罰シ後者ハ
之ヲ輕クス(四)次ニ犯罪者ノ資格モ同様普通ノ平人ヨリ官吏ノ方其刑
ヲ重クス我刑法第二百五條ニ於テ官吏其管掌ニ係ル文書ヲ偽造シ又
ハ増減變換シテ行使シタルモノハ通常人ノ刑ニ一等ヲ加フト云フノ
一例ヲ見テモ明^カナリ子ハ親ヲ殺シタル如キハ其情殊ニ惡ム可キモノ
ナルヲ以テ其刑モ從テ重キヲ加ヘサルヲ得ス然ルニ子ハ親ノ財產ヲ
竊取スル如キ場合ニ其刑ナキモ亦^タ此犯罪者ノ資格ニ由ルモノトス(五)
次ニ犯罪者ノ性質ニ就テモ多少其程度ヲ異ニセサル可カラス則^チ正直
ナル人ナルトキハ之ヲ輕クシ狡猾ナル者ナルトキハ之ヲ重クスルノ

類是ナリ(六)次ニ罪ヲ犯スコト再三再四ト其度ヲ重ヌル者ハ其刑ヲ重クシ否ラサルモノハ之ヲ輕クス乃チ犯罪ノ度數ニ從テ刑ノ輕重ヲ定ム(七)次ニ犯罪ノ時ニ付テモ輕重ノ差ヲ定メサル可カラス乃チ犯罪者晝夜ノ間ニ在テハ大ニ其情ヲ異ニスルモノニシテ例ヘハ夜分ハ罪ヲ犯シ易クシテ之ヲ防クニ難ク晝間ハ罪ヲ犯シ難クシテ之ヲ防クニ易キヲ以テ前者ハ其刑ヲ重クシ後者ハ之ヲ輕クセサル可カラス(八)又犯罪ノ場所ニ付テモ輕重ナカル可カラス(九)次ニ犯罪者ノ交際スル社會ニ於テモ其輕重ヲ定メサル可カラス例ヘハ貴族ノ罪ヲ犯シタルトキハ其位置重キヲ以テ從テ重刑ニ處スル如キ然リ
其他種々皆其程度ヲ定ムルニ付テ大ニ必要アルモノニシテ犯罪者ノ身分職業等ハ必ス之レヲ記セサル可カラス之ヲ記スルコトヲ怠テ裁判ヲ言渡ストキハ或ハ無效ニ歸スルコトアリ則チ從來其人ノ品行ヲ記スル

刑罰ノ輕
重ヲ定ム
ルニ標準
トナル可
キモノ、
第四

ハ一体ノ風ナリトス記セスシテ無効ニ屬スル場合ハ犯罪ノ時、犯罪ノ
場所、被告人ノ職業等ナリトス

第四 第一第二第三ニ於テハ同等ノ犯罪ト認ム可キ行爲ト雖モ社會ノ

安寧幸福ヲ害スル最モ大ナルモノハ最モ刑罰ヲ嚴酷ニセサル可カ
ラス其安寧幸福ヲ害スルノ度均シキモノト雖モ容易ニシテ犯ス
コトヲ得ル性質ノ行爲ハ之ヲ豫防スル一層嚴密ナルヲ要ス從
テ刑罰ヲ加重セサル可カラス

譬へハ人ノ煙草入ヲ盜ムカ如キハ牛馬ヲ盜ミ石燈籠ヲ盜ム者ヨリ罰
ヲ重クセサル可カラス必竟スルトコロ安寧幸福ヲ害スル大ナルモノ
ハ其刑ヲ重クシ又大害アル犯罪モ容易ク犯シ得サル性質ノモノハ其
刑ヲ輕クス是レ犯罪ノ目的ハ犯罪ヲ將來ニ防遏スルニアレハナリ
第五 刑罰加重ナルモノ及ヒ曖昧ナル理由ヲ以テ程度ヲ失スルモノハ

刑罰ノ輕重ヲ定ムルニ標準トナル可キモノ、第五

刑罰ノ目的ヲ達スルニ其效力ヲ有セス却テ社會ヲシテ殘忍ノ性質ヲ喚記セシムルニ至ルヘシ

第四回

此第五ニ屬スルモノハ刑罰ノ權衡輕重ヲ定ムルニ於テハ必要ト云フ程ノコトナケレトモ聊カ心得置ク可キコトナルヲ以テ此ニ講述ス前ノ第一、二、三、四ノ場合ハ日本刑法ニ於テ最モ必要トスル所ニシテ當第五ノ場合ハ唯^タ立法官司法官トナルモノ、注意ス可キ事柄ト云フニ外ナラス凡刑罰ナルモノハ何等ニ關セス將來同一様ノ犯罪ヲ未來ニ防遏セシムルヲ以テ目的トス然ル上ハ犯罪者ニ科スル刑罰ノ程度モ其權衡ヲ得サル可カラス僅^カ路傍ニ小便スル者モ猶^ホ禁錮ニ處スル如キアラハ其苛酷ノ致ス處或ハ犯罪者ヲ將來ニ防クコトヲ得ルモノ、如クナレトモ其實然ラス此ノ如キ輕キ罪ニ重キ刑ヲ科スルトキハ社會人

民ハ却テ犯罪者ヲ惡ムノ念ヲ絶チ愛憐ノ情ヲ起シ嚴刑モ其效ヲ失ス
 ルニ至ル維新前或ル藩ノ制ニ賭博ヲナス者ハ罰金ニ處セラレ再犯者
 ハ之ヲ鞭打^チ三犯スル者ハ斬罪ニ處セラレタリ此ノ如キ嚴刑ヲ加ヘタ
 レハ藩下人民一人トシテ賭博スル者ナカル可キニ左ハナクシテ却テ
 其犯者ノ數ヲ増シ徒ヲ結ヒ黨ヲ設ケ衆人爲メニ之ヲ蔽ヒ三犯ニ由リ
 テ斬罪ニ處セラレタル者アルトキハ其ノ公衆ハ爲メニ塚ヲ建テ懇ニ
 之レヲ祭リタリ之ヲ以テ三犯ニテ斬セラレハ却テ身ノ榮譽トナスニ
 至レリ是ニ依テ見ルモ嚴刑必スシモ實效ヲ奏スルニ至ラス左レハト
 テ餘リ寬ナル刑ヲ科スルモ又^タ益ナシ詐欺取財及^ヒ竊盜犯ノ如キ多クハ
 輕罪ナルヲ以テ奸智ニ長ケタル不^良ノ徒ハ若干圓ノ金ヲ竊ミテ之ヲ
 隱蔽シ若^シ罪狀ノ發覺スルコトアルトキハ金ヲ出サスシテ刑ヲ受ケ刑
 期四年内ニシテ竊ム所ノ金數萬圓ナルトキハ一ヶ月一千有餘圓ノ得

分トナリ勅任官ニ優ル月給ナリト云フ心算ヨリシテ罪ヲ犯ス者其踵
ヲ接スルニ至ラン故ニ刑罰其輕キヲ失スルモ亦^タ弊害ヲ生スルモノナ
リ我カ刑法詐欺取財及^ヒ竊盜犯ノ如キ刑ノ最短最重期ヲ充分廣カラシ
メ頗フル豫防ヲ嚴ニスルカ故ニ此憂ナカルヘシ必竟スルニ刑罰ノ目
的ヲ達セントスルニハ輕重ノ度ヲ得サル可カラス且^ツ其刑ノ曖昧ニ屬
スルコトハ世人ヲシテ最モ不利ヲ與フルモノナリ又^タ明文良法アルモ
之ヲ施行スル方法ニ其當ヲ得サルトキハ罪人モ刑ヲ免レ無罪人モ罰
ヲ受クルニ至ル兎角人ハ僥倖ヲ企ツルモノニシテ罪ヲ犯シテ萬一、刑
ヲ免レンコトヲ欲シ不本意ノ所爲ヲ行フニ至ル況ンヤ犯罪者ヲ罰セ
サルニ於テハ益^ト刑罰ノ目的ヲ失スルニ至ル故ニ刑法ハ一言ニシテ明
瞭ナル詞ヲ用ヘ裁判官ハ其明條ニ由リテ適當ナル刑ヲ科スルヲ要ス
彼ノ俗人社會ニ行ハル、成ル可クトカ不都合トカ云フ文字ノ如キ其

區域判然セス其程度明瞭ナラサル字句ヲ用ユルハ最モ忌ム可キモノナ
 リ又公安ヲ害スルト云フ文字ノ如キモ同シク其程度定ラサルモノナ
 リ例ヘハ其人ノ口ニ言フタルコトハ敢テ惡意アリシニハアラサルニ
 不敬犯ヲ以テ問ヒ侮辱罪ヲ以テ論スル如キハ其效ナキモノトス故ニ
 刑罰ノ目的ヲ達スルニハ寛ナラス嚴ナラス常ニ公平ナルヲ要ス而シ
 テ其惡行アレハ必ラス之ヲ罰シ惡行ナケレハ必ラス之ヲ罰セス右ノ
 如クシテ初メテ人民ノ安寧ヲ保ツコトヲ得如何ニ刑法治罪法明美ナ
 リト雖モ之ヲ運用スル人ニ學識熟練ノ士ナケレハ好結果ヲ現ハスコト
 能ハサル所以ナリ

第二章 犯罪者ノ資格

以上述ル所ハ刑法ナル文字ノ義解ヲナシ刑法上ヨリ生スル權利義務
 ノ性質之ニ違背スルトキハ科スヘキ制裁即チ刑罰等ノ事ヲ説キタリ而

犯罪者ノ
 資格

シテ右ノ證明ハ單ニ刑法ナル字義ノ含蓄スル要素ヲ明ニシタルニ止
マリ刑法ノ實體ニアラス所謂刑法ナル文字ノ「インテンション」即チ内積ニ
シテ刑法ノ實體ニアラサルナリ故ニ此等ノコトハ法學通論ニ於テ論
セラル可シト思料シ故ト省カントシタレトモ諸君カ本題ヲ講窮スル
一助トモナランカト思ヒ老婆心ヲ以テ其大要ヲ述ヘタルナリ俦^テ是ヨリ
刑法ノ實體ニ付キ之ヲ講述セン而シテ之ヲ講述スルニ當リ諸君ノ特
ニ注意スヘキハ前既ニ述ヘタルカ如ク凡刑法ヲ設ケ刑罰ヲ科スルハ
他ナラス將來ニ同様ナル所爲ナカラシムルノ目的ニアリ去レハ刑法
ハ其目的ヲ達スルコト能ハサル場合ハ之ヲ罰セサル者トス日本刑法
ニ於テ犯罪者ノ資格即チ刑法上ノ責任ヲ定ムルモ亦^タ此主義ニ外ナラス
凡犯罪ノ所爲ヲ作スモノ之ヲ爲スノ意思ナキニ之ヲ禁セント欲スル
モ禁スル能ハス之ヲ戒シメント欲スルモ戒ムルコト能ハス故ニ犯罪

行爲ト意
思ト併存
セサル場
合

ノ所爲ヲナスノ意ナキ時又ハ其意自由ニ出テサルトキハ刑法ニ於テ
 之ヲ罰セス即チ犯罪意思ト犯罪行爲ト併存スル場合ニノミ此刑法ヲ適
 用ス可キコトトセリ今行爲ト意思ト併存セサル場合ヲ大別シテ三トス

第一 原來犯罪所爲ヲナシタルモノ不能力者タル場合

第二 能力者ナリト雖モ其犯罪所爲ニ付善惡ノ判斷力ヲ喚起セザリシ場合

第三 能力者ニシテ若カモ其犯罪ヲナスノ際ニ其能力ヲ喚起シタル
 モ外物ノ刺衝ニヨリ止ヲ得ス已レノ意ニ反シテ其行爲ヲナシタ
 ル場合

右ノ三場合ハ其何レナルニカ、ハラス必竟其人カ其所爲ニ付責任ヲ
 有セサル場合ナリ是等ハ之ヲ罰スルモ刑法ノ目的ヲ達スルコト能ハ
 ス行爲者之ヲ將來ニ慎マントスルモ素モリ已レノ意ニアラサルヲ以テ
 慎ミ戒ムルコトヲ得サルナリ我刑法ニ於テハ其第四章ニ於テ是等ノ

未丁年者

場合ヲ規定シタリ以下順次之ヲ講述セン

第一 原來犯罪所爲ヲ爲スモノノ不能力ノ場合

其一 未丁年者ヲ論ス

日本刑法ハ未丁年者ノコトニ關シテハ第七十九條、八十條、八十一條ニ記載セリ英國現行ノ刑法ハ何歳以下ノ者ヲ以テ未丁年トナスト云ハルカ如キ法文ナク唯^タ判決例ニヨリ刑法上責任ナキ者ヲ定ムルノミナレトモ我刑法ニ於テハ明^カ第七十九條ニ於テ之ヲ明定セリ其條文ニ曰^ク罪ヲ犯ストキ十二歳ニ滿タサル者ハ其罪ヲ論セス但^シ滿八歳以上ノ者ハ情狀ニヨリ滿十六歳ニ過キサル時間之ヲ懲治監ニ留置スルコトヲ得^ル下^チ即^チ十二歳以下ノ者ハ其罪ヲ論セサルコト知ルヘシ唯^タ滿八歳以上ノ者ハ情狀ニヨリ滿十六歳ニ過キサル時間懲治監ニ留置スルコトアレトモ其ハ單ニ懲治スルニ止マリ重罪輕罪違警罪ヲ孰^レニモ屬スル

モノニアラサレハ之ヲ以テ刑罰ト云フ可カラサルナリ第八十條ニ曰
 「罪ヲ犯ストキ滿十二歳以上十六歳ニ滿タサル者ハ其所爲是非ヲ辨別
 シタルト否トヲ審案シ辨別ナクシテ犯シタルトキハ其罪ヲ論セス但
 情狀ニ由リ滿二十歳ニ過キサル時間之ヲ懲治場ニ留置スルコトヲ得
 若シ辨別アリテ犯シタルトキハ其罪ヲ宥恕シテ本刑ニ二等ヲ減ス」下
 故ニ十二歳ヨリ十六歳マテノ者ハ辨別力ノ有無ヲ審査シテ或ハ之ヲ
 罰シ或ハ之ヲ罰セサルモノトス之ヲ審案スル者ハ裁判官ニ在リ滿十
 六歳以上二十歳ニ滿タサルモノハ刑法上ノ責任アリト定ム然シ多少
 其能力ニ於テ發達セサル所アルヲ以テ殊更ニ其罪ヲ宥恕シテ本刑ニ
 一等ヲ減スルコト、セリ次ハ第八十一條ナリ此條ヲ講スルニハ先ツ
 各國刑法ノ表ヲ取テ之ヲ示サント欲スレトモ時間ニ切迫セシヲ以テ
 次回ニ譲リ今我刑法ノ未丁年者ニ關スル點ニ付キ一目瞭然ナラシム

委任^(一)執行權ノ Execution of Authority.

權ヲ有ス然シ乍ラ船長ノ權限ハ船ノ通常ノ使用方法ノミニ關スルモノナリ故ニ通常客ヲ運送スル船ナレハ荷物運送ノ契約ヲ爲スヲ得ス又通常荷物ヲ運送スル船ナレハ客ヲ運送スルノ契約ヲ爲スヲ得サルナリ

委任^(一)權ノ執行

委任權ノ執行ニ關スル規則ハ代理人カ委任サレタル權ヲ如何様ニ執行スヘキヤヲ定ムルモノナリ凡ソ代理人ハ正當ニ其委任權ヲ行ヒ其執行ノ結果ヲ本人ニ歸セシムルニハ能ク委任ノ趣意ヲ守ラサルヘカラサルコト勿論ナリ全体本人カ代理人ニ或事ヲ委任スルハ其代理人ヲ信用スルニ由ルモノ故ニ代人タルモノハ身親カラ其受ケタル委任權ヲ執行フヘキモノニシテ又更ニ之ヲ他人ニ委任スルヲ得ス此規則ハ委任ノ事柄ニ由リ

(-) Delegated authority can not be redelegated.

(二) Trust.

テ信託^(二)ヲ代理人ニ置クコトノ必要ナルトキ又ハ代理人ノ技術ヲ要ス
ルトキ又ハ代理人ノ取捨料見ヲ要スルトキニ常ニ適用スルモノナリ
其理由ハ誠ニ明白ノコトナリ何トナレハ或事柄ヲ甲ナルモノニ任ス
ルニハ甲ナル者ノ技量ハ其事柄ヲ仕遂グルニ適當ナリト見込ムユヘ
ナルニ代理人タル者カ其權力ヲ本人ト一面識モ無キ人ニ再ヒ委任シ
又ハ若シ本人カ知リシナラハ任用セサリシナラン所ノ人ニ再任スル
トキハ本人ノ意旨ニ背クコト勿論ナレハナリ是^レ則^チ一度委任セラレタ
ルモノハ再^ヒ委任スルヲ得ストノ規則アル所以ナリ併シナカラ是ノ規
則ニハ例外アリ左ニ論スヘシ
業務ノ習慣ニ據リテ又代理人ヲ使用スルヲ得ル場合アリ例ヘハ本人
ヨリ其諸種ノ財産賣却ノ事ヲ委任セラレタル代理人アリト假定スル
トキハ家具類ヲ賣ルニ付テハ競賣人ヲ使用シ又株式ヲ賣ルニハ株式

取引所ノ仲買人ヲ使用スル如キハ即チ習慣上誰シモ其手續ヲ爲スコトナレハ本人ヨリ別段ニ又代理人使用ノ事ヲ委任セラレサルモ委任權ヲ再任スルコトヲ得ルモノナリ蓋シ此習慣アルハ分業ノ道盛ニ行ハル、ニ至レルヲ以テ一人ニテ萬事ヲ取扱フヲ得サルユヘニ斯クノ如キコトハ其道ニ詳シキモノヲ使用スルハ大ニ得策ナルヲ以テナリ又必要ノ場合ニ於テハ又代理人ヲ使用スルコトヲ得ヘシ例ヘテ申セハ船長カ航海先キニ於テ病氣ヲ煩ヒ兎テモ自身ニテ船長ノ事務ヲ執ルコトヲ得サルトキハ他人ヲシテ自分ノ代リニ船長ノ職務ヲ執ラシムルコトヲ得ルモノナリ船長ナケレハ航海出來難ク左リ迎航海ハ爲サ、ル可ラサルカ故ニ此場合ニ於テハ必要ヨリシテ復任ノ權生スルモノナリ

復任ノ權即チ又代理人使用ノ權ヲ授ケラレタルトキハ第一ノ代理人ハ

第二ノ代理人ノ所爲ニ付テ責任ヲ負ハサルヲ例トス前例ニ依リテ申
サンニ船長ノ命シタル船長ニ於テ落度アリテモ命シタル船長ハ本人
ニ對シテ責任無ク其命セラレタル船長カ本人ニ對シテ責任アルモノ
ナリ尤^モ第一ノ代理人ハ第二ノ代理人ヲ撰任スルニ就キ相當ノ注意ヲ
用ヒサルヘカラス若シ不適當ノ代理人ヲ撰任シ落度杯アリシトキハ
不^レ注^レ意^レノ廉^ニヲ以テ責任ヲ負ハサルヲ得サルナリ
復任ノ權利ヲ授ケラレサル代理人カ又代理人ヲ命シタルトキハ本人
ハ直ニ又代理人ニ對シテ權利ヲ主張スルヲ得サルナリ何トナレハ本
人ト第二ノ代理人トノ間ニハ何タル關係モ無ケレハナリ即^チ自分ハ其
人ニ對シテ本人ニアラサレハナリ併シナカラ第一ノ代理人ハ本人ノ
名前ニテ第二ノ代理人ヲ命シタルトキハ本人ハ第一ノ代理人ノ所爲
ヲ追認スレハ第二ノ代理人トノ關係生スルニハ此場合ハ本人ヨリ第

二ノ代理人ニ對シテ權利ヲ主張スルコトヲ得佛國民法ニ由レハ第一ノ代理人ヲシテ第二ノ代理人ノ所爲ニ付キ責任ヲ負ハシムル場合ニアルカ如シハ...

一、初メヨリ又代理人任用ノ權ヲ授ケラレサル場合

二、復任ノ權ヲ授ケラレタレトモ誰某ヲ命スヘシトノ命令ナキ場合ニ

於テ第一ノ代理人ノ任用シタル第二ノ代理人ハ分明ニ資産ノ無キモノナルトキ又ハ技量無キ人ナル場合(佛國民法千九百九十四條)素ヨリ此復任⁽⁻⁾ヲ爲シ得ルト否トノ論ハ必竟第二ノ代理人ノ爲シタル所爲ノ結果ハ本人ニ歸スルヤ否ヲ定ムルモノニシテ詰リ第二ノ代理人カ本人ニ對シテ責任ヲ負フヘキヤ否ヤノ論ナリ苟クモ第一ノ代理人ニシテ責任ヲ負フヘキ場合ナラハ是乃^チ復任ノ權ヲ授ケラレヌ場合ナリ又第一ノ代理人復任ヲ爲スコトヲ得ト云フハ第二ノ代理人ハ本

人ニ對シテ直^チニ責任ヲ負フヘシト云フニ同シ故ニ第一ノ代理人カ責
 任ヲ負フヘキ場合ニ其復任ヲ爲シ得ルヤ否ヤノ論ハ無用ニ屬スルモ
 ノト云フ可シ今假リニ甲ヲ本人トシ乙ヲ第一ノ代理人トセンニ乙ニ
 復任ヲ爲スノ權ナケレハ乙ハ常ニ甲ニ對シテ委任權施行ノ責ニ任セ
 サル可ラス好シ又乙ハ實際丙ヲ復任スルモ丙ハ甲ノ第二代理人ナラ
 スシテ偏ニ乙ノ代理人タルニ過ス乃^チ丙ノ所爲ハ甲ノ所爲ナラサルカ
 故ニ隨テ丙ノ所爲ヨリ生スル結果ハ善惡共ニ甲ニ歸ス可ラス若シ丙
 ニ落度アレハ丙ハ乙ニ對シテ其責ニ任ス可キモ甲ニ對シテハ何等ノ
 責アルコトナシ

英吉利ニテハ復任ノ点ヨリ規則ヲ設ケ復任ヲ爲ス權ナキカ本則ニシ
 テ復任ヲ爲スヲ得ルハ例外ナリトシ佛蘭西ハ責任ノ点ヨリ規則ヲ立
 テ復任ノ權ナキ時ハ第一ノ代理人責任ヲ負フモノトス兩國規則ヲ設

立スルノ点ハ反對スレトモ結局ハ同様ナルカ如シ其代理人ハ
又本人カ二人以上ノ人ニ委任權ヲ與フレハ其代理人ハ共同シテ委任
ノ事ヲ取計ラハサルヘカラス決シテ一人ニテ結末ヲ付クルヲ得ス是
ハ佛蘭西法ニテモ同様ナルカ如シ(千九百九十五條ニ曰ク一通ノ證書
ヲ以テ名代人數人ヲ任シタルトキト雖モ其數人ハ互ニ連帶スルコトナ
シ但シ其證書ニ連帶ノ旨ヲ記シタルトキハ格別トストアリ茲ニ連帶
スルコトナシトアルハ共同シテ取扱ハサルヘカラスト云フ意味ナリ)
商業上ニ關シテハ此規則ノ例外往々判決例ニテ定リ居ルカ如シ例ヘ
ハ本人カ其荷物ヲ賣買仲人ニ宛テ、送ルトキハ二人ノ中一人ニテモ
賣買ノ事ヲ取計フテ可ナリトノ判例アリ但シ是レハ幾分カ委任ノ書面上
ヨリシテ一人ニテモ二人ニテモ取扱フテモ可ナリトノ意味アリシナ
ラン通常ハ二人ニ委任セラレタルトキハ二人共同シテ委任權ヲ取扱

(-) Sealed Instruments
or
writings under seal

委任權執
行ノ書式

ハサルヘカラスニ
コレヨリ代理人カ委任權ヲ執行スル式ニ就テ述ヘントス
委任權執行ノ書式
此書式ニ付テハ捺印證書ト流通證書ト通常ノ無印證書トノ間ニ區別
アリ
捺印證書
本人ニ代リテ捺印證書ヲ作ルトキハ其證書文言内ニ本人ノ姓名ヲ書
キ現ハスノミナラス署名ノ場所ニモ本人ノ名前及代理人ノ名前ヲ認
メテ且ツ已レハ代理人タルコトヲ書キ加フヘシト云フ規則ナリ此規則
タルヤ實ニ嚴格ナルモノニテ縦令本文ニハ本人ノ名前アリ署名ノ場
所ニハ代理人ノ名前并ニ代理ノ關係ヲ明記スルトモ署名ノ場所ニ本
人ノ氏名ナケレハ證書ハ本人ノ證書タル可カラス其代理人ノ名前ニ

(-) Ordinary
Writings

(=) Negotiable
Instruments

附記シタル代理ノ關係ヲ示ス文言ハ單ニ代理人ノ身分職業ヲ表スル
ノミニシテ譬エハ我國ニテ士族平民又ハ農工商ト記スルカ如ク代理
人タル何某ヲ他人ト區別スル丈ノ効能アルノミ然シ是レハ英國固有
ノ規則ニシテ萬國普通ノ者トハ思ハレサルナリ又代理人カ署名スル
場所ニ於テ署名セサルトキハ是亦無効ナリトス何トナレハ本人ノ名
前ヲ僞書シタル譯ニ當レハナリ

(二) 流通證書

流通證書トハ約束手形爲替手形引出切手ヲ指スモノナリ是場合ニモ
正シキ書式ハ捺印證書ノ式ト同様ナルニ相違アルマシケレトモ少シ
前者ニ比シテ寛カナル規則ナリ此流通證書ノ時ハ本人ノ名前ヲ手形
ノ本文内又ハ署名ノ場所ニ記入スレハ可ナリト成リ居レリ

(-) 無印證書

通常ノ無印證書ノ場合ニハ必スシモ本人ノ名前ヲ證書ニ書キ出スニ及ハス只^テ證書全体ヨリシテ本人ノ契約ナリト見爲サル、場合ナルカ或^ハ少クトモ代理人カ自己ノ爲ニ契約ヲ爲スニ非ストノ事見ユレハ夫レニテ代理人ハ正當ニ代理權ヲ執行シタルモノトスル規則ナリ結局一定ノ書式無シト云フテ可ナリ然シナカラ書面上ニ代理人ノ取結ヒタル契約ハ本人ノ契約ナリト認ムヘキ跡ナキトキハ代理人自己ノ契約ト爲ルモノニテ證言ヲ以テ之ヲ本人何某ノ契約ナリト證明スルコトヲ得サルナリ諸君ハ證據法ニテ聽カル、コトナランカ凡ソ書面ニ記載アルコトハ口上ヲ以テ之ヲ増減變更スルコトヲ得スト云フ原則アリ左レハ書面上ヨリ見レハ全ク代理人ノ契約ナリト見ユルモノヲコレハ本人ノ契約ナリト云フ得サルナリ然シナカラ代理人自身ノミナラス其本人タルモノモ此契約ニ關係アリト云フ證據ヲ舉クルコト

右問題ニ
關スル解
説

規則ヲ一定セサル組合ニ付テハ入社金ヲ取戻スヲ得サルハ勿論ナリ
 下雖モ定期ノ組合カ期限前ニ解散セルトキニ付テハ左ノ三個ノ結果ヲ生
 ス是レ巨多ノ判決例ヨリシテ其歸着スル所ヲ推定セルモノナリ
 第一該組合員各自ノ協議ニ依リ解散ヲ決定シ入社金處分ニ付キ何
 等ノ議決モナカリシトキハ後之ヲ取戻スヲ得サルモノトス
 第二該組合員ノ死ハ又ハ精神喪失疾ニ依リ組合ヲ解散スルニ至リ
 其遺言ニタルトキハ特別ノ契約アルニアラサレハ入社金ヲ取戻スヲ
 得サルモノトス
 第三該組合員ノ非行ニ依リ組合解散ニ至ルトキハ入社金ヲ取戻ス
 得ルコトヲ得ヘシト雖モ其入社金ヲ取戻サントスル者ノ非行ニ依
 リ解散ニ至リタルトキハ此限ニアラス

組合員中身代限ヲ爲スモノアルヨリシテ組合解散ニ至ルトキハ入社

金ハ取戻ヲ得ストノ判決例アルモ其間多少ノ疑義ヲ免レサルモノハ
如シ

若シ入社金ヲ取戻シ得ヘキ場合ニ於テハ特別ノ情况アルニアラサレハ
左ノ比例ニ依リ其取戻シ金高ヲ算出スヘシ即チ例ハハ定期ノ年限ヲ二
十年實際營業セル年期ヲ十年入社金ヲ四十圓トスルトキハ圖ノ如キ
比例(20:40::10)ニ從ヒ算出シタル金高ヲ入社金ノ全額ヨリ引去リ
其殘額ヲ拂戻スヘシ

第四回

組合員トナルヲ得ヘキ資格ヲ論ス
組合員トナルヘキ人ハ契約ヲナシ得ル程ノモノ皆ナ然リ他言スレハ
法律上ニ於テ契約ヲ爲シ得ヘキ者ハ悉ク組合員タルコトヲ得ヘシ其
如何ナル人ハ果シテ法律上契約ヲナシ得ヘキモノナリヤ否ノ點ハ之

稱組合ノ名

Yokohama Iron Co. ゝfirm

チ契約法ノ原則ニ譲リ玆ニ深ク講窮セサルヘシ只一言スヘキハ通常
 組合ノ人員ニハ定限ナシト雖モ英國一千八百六十二年頒布ノ會社條
 例ヲ遵奉シテ成立スル所ノ組合ハ其人員ニ制限ヲ設ケアリ即チ銀行ナ
 レハ十人ヲ限り他ノ商業ナレハ二十人ヲ超過スヘカラストノコトナ
 リ蓋シ米國ニ於テハ別ニ人員ニ制限ヲ設ケタル法律ナシ
 組合社（單ニ組合ト云ヒ又組合社ト）ヲ論ス（云フモ同一ノ意義ナリ）
 組合社ナルモノハ必ス一定ノ名稱ナカルヘカラス組合社ニ名稱ヲ附ス
 ルニ二箇ノ慣例アリ其一ハ之ヲ組織スル組合員ノ名稱ヲ取テ社名ニ
 宛ツルコト其二ハ渾テ營業ノ場所等其他ノ名稱ヲ附スルコト例ヘハ
 「よこはまあいをんぶんぱにひ」ノ如シ又組合社ハ一社ニシテ數名ヲ稱
 スルコト往々之レアリ又ハ一組合社ニテ種々ノ事業ヲ各所ニ營ムコト
 アリ是等ハ法律ノ敢テ禁セサル所ナリ

組合法

三十七

五七

五六

組合ノ名稱
ト別標

凡組合ノ名稱ナルモノハ之レヲ所有財産トシテ論スルヲ得サルモ恰モ商業上ニ行ハル、トレドマルク商標ノ如キモノナリ夫ノ商標ナルモノハ商人カ己レノ商品ヲ他ノ同品ト混同セサシメンカ爲メ特ニ法律ノ手續ニ依リ官衙ノ許可ヲ得テ使用スル所ノ目標ニシテ他ニ之レト同一ノ商標ヲ用ヒ聲價ヲ奪ハントスル者アレハ法律ニ訴ヘ之レカ救正ヲ求メ得ル所ノモノナリ而シテ商標ハ登記ノ制アルヲ以テ一ノ財産ト見做シ得ヘキモ組合ノ名稱ハ此制ナキカ故ニ此點ニ付テハ商標ト同一ニ論スルヲ得サルモ他人カ同社名ヲ用ヒ同營業ヲ營ミ我社ノ聲價ヲ奪ハントスル者アルニ際シテハ之レカ救正ヲ求ムルコトヲ得ルハ恰モ商標ノ如ク然リトス但シ商標ハ既ニ登記ノ手續ヲナシタル上ハ未タ之ヲ實際營業上ニ使用セサルモ尙ホ他人之ヲ濫用スルヲ許サ、ルモ組合ノ名稱ハ登記ノ手續ナキカ故ニ實際營業上ニ其名稱ヲ用ヒタル後ニアラサ

レハ組合社ハ其名稱ニ對シ他ヲ檢束スルノ權利ナキモノトス。社名ヲ用ユルノ一例ヲ舉クレハ彼ノ組合社ニ於テ爲替手形、約束手形其他裏書ヲ以テ移轉スヘキ證書ヲ作ルニハ必ス其社名ヲ以テ之ヲ振出スヲ習慣トセリ。又組合員一人出ル組合ニ賦入スルモノハ其組合員ノ前回はモ述フル如ク組合社ハ法律上ヨリ論スルトキハ單ニ之ヲ組織スル諸人ヲ總稱スル迄ニシテ法律上ノ無形人（ホリガルベルン）ニハアラサルモ商業上ニハ之レト異ナル觀ヲ爲シ恰モ會社ノ如ク一ノ無形人トシテ之レヲ取扱フナリ。左レハ商業上ト法律上ト此點ニ付キ相徑庭スル所アルヲ知ルヘキナリ。例ヘハ組合社ニ人員ノ出入アルトキハ其時毎ニ組合ハ法律上ノ解散ヲ生シ新舊二箇ノ組合交代スルモノナレトモ商業上ニ於テハ敢テ此觀ヲ爲サ、ルナリ。今組合ハ無形人ニアラストノ法律上ノ制裁ヨリシテ生スル所ノ重ナル結果ヲ舉クレハ左ノ如シ。

組合ハ無
形人ニア
ラサル第
一ノ結果

組合ハ無
形人ニア
ラサル第
二ノ結果

第一ノ組合ハ無形人ニアラサルカ故ニ其人員ノ交代ハ新組合ヲ生
成スヘシ例ヘハ甲組合ニ遺囑贈與ヲナス者アリ其贈與ノ實行
セラレサル前ニ甲組合ノ一人退社スレハ玆ニ甲組合ハ解散
シ其殘餘ノ人ノ組織スル組合ハ營業上ニ異同ナキモ之ヲ新
組合ト見做スヲ以テ其新組合ニ於テ右ノ贈與ヲ受クルヲ得
サルヘシ

第二ノ組合ハ無形人ニアラサルカ故ニ組合ニ對シ組合員ヨリ起訴
スルヲ得ス又組合ヨリ組合員ニ對シ起訴スルヲ得サルヘシ
又組合員ノ一人他ノ組合ニ加入シ居ルトキハ此二箇ノ組合
ハ互ニ組合ノ名義ヲ以テ訴訟ヲナスヲ得ス但シ此等ノ場合ニ
於テ訴訟ヲナスノ必要アルトキハ組合員各自ノ間ニ之レヲ
爲スノ外ナカルヘシ又組合ニ對シ訴訟起リタルトキ其組合

組合ハ無
形人ニア
ラサル第
三ノ結果
Firm of
lawyer
Trustee

組合法

第三節 英國法律ニ依レハ信任被托者ハ其勞力ニ對シ報酬ヲ受クル
 員ノ一人ニ對スル請求權ヲ以テ組合全部ニ及ホスコトヲ得
 ヘク又組合ヨリ訴訟ヲ提起スルトキ其組合ノ一人ニ對スル
 答辨ハ組合全部ニ對スル答辨トナルヘシ左レハ組合人ノ一
 人カ爲シタルコトニ付テハ其責ハ組合全部ニ歸スヘシ是レ
 組合ハ會社ト異ナリ組合員ヲ以テ互ノ代理人トナスカ故ナ
 リ
 負ヒ其委托上ノコトニ付テ訴訟ヲナスノ必要アリ右組合ニ
 於テ其訴訟ヲ引受ケ組合人ヲシテ之レニ從事セシムルコト
 アランニ其報酬ハ組合社ヨリ要求スルヲ得サルヘシ是レ組合
 員中ニ其信任被托者ノ一人アルカ故ナリ

六一

六〇

四十一

組合ハ無
形人ニア
ラサル第
四ノ結果

Dissolution of
the contract of
partnership

組合解散
第一ノ場
合

第四

組合員ノ一人組合社ノ爲メニ或ル契約ヲナシタルトキハ其
契約ヨリ生スル責任ハ其契約ヲナシタル組合員死去ノ後ト

雖モ尙ホ組合ニ於テ其責任ヲ免ルハ、ナ得サルヘシ

チデアリユエシヨシ、チフ、ゼ、コントラクト、チフ、ハ、トナルシツ
組合商業契約ノ解散ヲ論ス

凡組合商業ノ解散ハ組合員互ノ權利義務ヲ消滅スルモノニシテ大概
左ノ三箇ノ場合ニ發生スルモノトス

第一 組合員ノ意志ニ依リ解散スルコト

如何ナル組合ト雖モ總員ノ合意議定ニ依リテハ何時ニテモ解
散スルヲ得ヘシト雖モ解散ノ爲メニ社外ノ者ノ權利ヲ妨害セ
サランコトヲ要ス
凡組合ニハ定期無期ノ區別アリ定期組合ナルモノハ營業繼
續ノ期限ヲ豫定セルモノ無定期組合トハ之ヲ豫定セサルモ

組合解散
第二ノ場

第二

ノヲ云フ無定期組合ニ於テハ一人ノ發意ニ依リ何時ニテモ
其旨ヲ各員ニ通知シテ解散スルコトヲ得ヘシト雖モ之ニ反シ
定期組合ニ於テハ一人ノ發意ヲ以テ解散スルコトヲ得ヘキ
ヤ否ヤニ付テハ英米ノ判例一定セス英國ニ於テハ或ル一員
ノ發意ノミニテハ他ノ承諾ナケレハ解散スルヲ得サルモノ
、如ク米國ニ於テハ之ニ反對スルモノ、如ク判例兩端ニ分
ル、ナリ然レトモ實際ニ臨テハ其定期タルト無定期タルトヲ
問ハス苟モ組合員ノ一人解除ヲ求メ他ノ組合員承諾セザル
トキハ解除ノ訴訟ヲナスノ外ナカルヘシ
法律ノ作用ニ依リ解散スルコト
組合社カ營業繼續ノ期限ヲ定メタル場合ニ於テハ其期限ニ
至レハ當然解散スルモノナリ又組合員ノ婚姻(婦女ヲ云フ)破

産等ハ法律上其組合員ノ權利ヲ他ヘ移轉スルノ効果ヲ顯ハ
 スカ故ニ是等ハ悉ク組合解除ノ原因トナルヘシ然レトモ組
 合員自ラ隨意ニ權利ヲ他ニ移轉シタルトキハ同ク解除ノ結
 果ヲ生スルヤト云フニ前ニ論スル一人ノ發意ノミニテ解除
 シ得ルヤノ問題ト同ク一定ノ說ナキカ如シ去レト組合員ノ
 一人他ノ承諾ナキニモ拘ラス自己ノ權利ヲ他人ヘ移轉シタ
 ルトキハ自然解除ノ結果ヲ生スルニ立チ至ルヘキハ亦^タ止ム
 ヲ得サル次第ナリ
 組合員中死^ハ者アルトキハ組合ノ全部ハ玆ニ解散スヘシ其
 死^ハ前ニ組合ハ何某ノ死^ハニ依リ解散セサルコトヲ議定ス
 ルモ之ニ依テ組合ヲ繼續スルヲ得サルモノトス
 新法ノ頒布ニ依リ其以前ニ成立スル組合ノ組織違法トナル

第三

トキハ其組合ハ解散スルモノトス
衡平法衙ノ命令ニ依リ解散スルコト

組合社ニ於テ營業上非常ノ損失ヲ釀成シ挽回ノ途ナキトキ
組合員中ニ破産者ノ生シタルトキ、組合員ノ狂癪者トナリタ
ル者アルトキ又ハ組合員中不品行ナル者アリテ内外ノ信用
ヲ害シ共ニ營業ニ從事スルヲ得サルニ至リシトキノ如キ場
合ニ於テハ法衙ハ組合員ノ請願ニ依リ解散ノ言渡ヲナスコ
トアリ

組合員ノ第三者ニ對スル權利義務ヲ論ス

凡各組合員ハ營業上ニ關シテハ其組合全部ノ代理者ナルヲ以テ反對
ノ證據アルニアラサレハ各組合員ハ其組合ニ關シテハ同一ノ權利ヲ
有スルモノト看做スヘシ從テ何レノ場合ト雖モ營業ニ關シテハ一人

ノ組合員カナシ得ヘキ事項ハ他ノ組合員モ亦^タ之ヲ爲シ得ルモノト推定スヘシ然レトモ個ハ是レ組合員カ組合ノ業務ヲ行フ爲メ必要ナル事項ヲナシタルトキニ限ルモノトス例ヘハ輸出入ノ事業ヲ營ム爲メ組合ヲ組成セルトキ組合員ノ一人ハ他ノ承諾ヲ經スシテ船舶ヲ買入ル、ノ權ナカルヘシ又^ダ會社ノ支配人ハ會社ノ代理人ニシテ恰^モ組合員カ組合ノ代理者タルト畧^ト同種ノ權利ヲ有スルモノナルカ故ニ其一例ヲ示サンニ鐵道會社ノ支配人カ業務上便利ナリトテ船舶ヲ買入ル、ノ權ナカルヘシ會社ノ場合ニ於テハ之ヲ稱シテ越^リ權^{アラトラワイレ}ノ所爲ト云フ

第五回

前回ニハ組合員ノ第三者ニ對スル權利義務ヲ論シ其例トシテ各組合員ハ恰モ會社ノ頭取支配人ニ於ケルト同シク其社全体ノ代理權ヲ有スルモノナルコトヲ述ヘタリ本回ニ於テハ私犯若クハ詐僞ニアラサ

合衆國領事裁判訴訟法

モ條約ニ牴觸セサル限りハ此權ヲ以テ公使及ヒ領事ノ職務ニ屬スル
 モノト定メタリ(改正布告第四千〇八十三條ヲ參觀スヘシ)

公使及ヒ領事ハ日本國在留ノ合衆國人民ニシテ罪ヲ犯シタルモノア
 ル時ハ直チニ之ヲ告發審問シテ刑ヲ宣告シ且ツ其職務(公使領事ノ)ヲ
 執行スルニ必要ト認ムル一切ノ命令規則ヲ發布スルノ權ヲ有スルモ
 ノナリ(改正布告第四千〇八十四條ヲ參觀スヘシ)

民刑事件ノ裁判管轄權ハ日本帝國トノ條約ヲ實行スルニ必要且適當
 ナル合衆國ノ法律ニ隨テ之ヲ執行伸張スルモノニシテ其管轄權ハ苟
 條約ニ牴觸セサル限りハ日本國ニ在留スル合衆國人民一般ニ及スモ
 ノトス然リト雖^モ右ノ法律ヲ適用スルヲ得サル場合又ハ相當ノ救正ヲ
 施スニ右ノ法律ニテハ不十分ナル場合ニ於テハ慣習法衡平法若クハ
 海上法ヲ適用シテ成文法ノ缺點ヲ補充スルモノトス然レトモ若シ又

慣習法衡平法海上法若クハ布告律ヲ以テスルモ適當ノ救正ヲ施ス能
ハサル場合ニ於テハ日本帝國駐劄ノ合衆國公使ハ特ニ命令ヲ發シテ
右ノ不完全ナル所ヲ補充スルノ權ヲ有スルモノニシテ其命令ハ法律
ト同一ノ効力ヲ有スルモノナリ(改正布告第四千〇八十六條ヲ參觀ス
スヘシ)

余ハ是ヨリ日本帝國ニ在留スル合衆國人民ノ遵奉セサルヘカラサル
法律ヲ逐次ニ講述センニ先ツ第一ニ合衆國ノ布告律ヨリ始メント欲
スルナリ而シテ其所謂合衆國ノ布告律トハ合衆國ノ憲法其憲法ニ基
テ制定シタル聯邦布告及ヒ諸外國トノ條約ヲ指スナリ是等ノ法律ハ
固ヨリ其部數モ大ニシテ且ツ公私ノ關係ニ適用シ得ル場合實ニ少カラ
スト雖モ國民日々ノ生計上ニ現出スル無數ノ關係ニ就テ人民ノ行爲ヲ
規定シ其權利ヲ保護スルニ足ルノ條款ナキハ是又タ疑ヲ容レサル所

Common
law

慣習法

ナリ譬へハ一己人ノ行爲ニ關スルコト所有物ヲ移轉讓與スルコト親子及ヒ夫妻間ノ關係主人ト從僕又ハ後見人ト被後見人トノ關係其他信任委託又ハ無形人等ノ事ニ關シテハ一ノ正條アルヲ知ラス要スルニ此ノ如キコトハ皆聯邦法律ノ範圍外ニ措キ全ク各州ノ適宜ニ任シタルモノナレハ余輩ハ此ノ點ニ至リテ此困難ニ陷ルモ如何トモナス能ハス如何トナレハ各州ノ法律ヲ參觀シテ此ノ困難ヲ逃レント欲スルモ各州ノ法律ハ最モ必要ナル點ニ關シテ一樣ナラス或事項ニ就キ甲州ニ於テ法律トナルモ乙州ニ於テハ全ク法律ニ背反スルモノトナスヲ以テナリ

却說是ヨリ慣習法衡平法及ヒ海上法ノ何物タルヲ講述センニ抑モ合衆國ノ慣習法ハ合衆國人民ノ認ムル如ク其源ヲ英國ニ發スルモノナルカ故ニ慣習法ノ定義如何ヲ知ラント欲セハ須ク英國ノ著書ニ就テ

研究セサルヘカラスブラクストーン氏ハ其著書法律註釋ノ緒言第三章ニ於テ慣習法ノ定義ヲ下シタルヲ見ルニ曰ク慣習法トハ不文律ニシテ法律上ノ格言及ヒ慣習ノ次序ナルコトハ諸裁判所ノ記録判決例及ヒ太古ヨリ傳來スル法律大家ノ著書等ニ徴シテ判然タルモノニシテ其太古ヨリシテ全國一般慣行タル所ヨリ羈絆ノ効力ヲ生スルモノトセリ

初メ英國ノ人民カ今日合衆國ト稱スル米國ノ土地ニ移住スル時ニ方リテハ各自ヲ保護スル爲メ共ニ英國ノ慣習法及ヒ成文律ヲ米國ニ携帶セシカ後英國ノ管制ヲ脱シテ獨立シ新ニ合衆國ヲ建ツルニ及ンテ右ノ法律中ニテ新政府ノ下ニ適用シ得ルモノハ盡ク之ヲ保存セシチ以テ右法律ハ今日合衆國法律ノ基礎トナリタルナリ

衡平法モ亦英國ヨリ輸入シタルモノナリ抑衡平法ナルモノハ裁判官

カ由テ以テ慣習法及ヒ成文法ヲ解釋シ其道理精神及ヒ意思ヲ明確ナ
ラシメ慣習法及ヒ成文法ヲ以テ救正ヲ施ス能ハサル場合ニ救正ヲ施
シ其缺點ヲ補充スルノ規則ナリ(ブラクストーン氏法律註釋緒言蓋シ
理論上ヨリ視ルトキハ衡平法ハ固ヨリ此クノ如クナリシト雖トモ其
實英國ノ衡平法廳ハ一定ノ規則ト先例トニ由リテ管制セラレタルヲ
以テ或ハ法律上ニ背理的ノ困難ヲ釀成スルニ至レリ且ツ此衡平法ノ
原則ヲ探究セント欲セハ慣習法ト均シク裁判所ノ判決例ト著書ニ據
ルニ非レハ決シテ其目的ヲ達スルコト能ハサルナリ
英國ニ於テ普通法ト衡平法ト其管轄ヲ分離シタルハ一千三百七十七
年第二世リチャルド王ノ時代或貧民カ普通法ノ保護ニ依テ救正ヲ得
ル能ハサル場合ニ國王ノ代理者タル大法官(ロルト、チヤンセロール)ニ
控訴シテ救正ヲ仰キタルニ始リ其主管スル所ハ質入、信任、委託其他信

任上ノ義務ニ關スル事ニシテ法律上ノ救正ヲ與フル能ハサル場合ニハ此法ニ依テ以テ義務履行ヲ命シ又ハ財産所有權ヲ移轉セシムルナリ且ツ衡平法ハ普通法ニ比スレハ一層大ナル救正ヲ與フルモノニシテ例ヘハ契約違背ニ關スル普通法上ノ救正ハ單ニ金圓ノ賠償ヲ受ケ得ルニ止マルト雖トモ衡平法ニテハ違約者ヲシテ契約ヲ履行セシムルコトアリ又普通法上ニテハ義務者カ既ニ義務ヲ破リタル後ニアラサレハ救正ヲ施ス能ハサルモ衡平法ニテハ到底回復スヘカラサル損害ヲ生スヘキ場合ニハ未タ義務ヲ破ラサル前ニ之ヲ破ルコトヲ禁シテ以テ損害ヲ豫防スル等ノ如シ

合衆國ノ領事廳ニ於テ海上法ヲ施行スルハ單ニ海上契約ニ關スル事ニ限ルナリ而シテ海上法モ亦他ノ法律ト均シク英國ヨリ來レリト雖モ其源ハ遠ク歐洲大陸ノ民法ヨリ發シタルモノニシテ其初メハ極メ

テ簡單ナリシモ今日ニ至リテハ數百年來ノ布告ト海上法裁判所ノ判
決トヲ積ミ一大法典ヲ成スニ至レリ且ツ他ノ法律ニ比シテ海上法ノ
著名ナル點ハ訴訟手續ノ簡單ニシテ其効力ノ迅速且ツ著大ナルコト
卽チ是レナリ

日本帝國駐劄ノ合衆國公使ハ慣習法衡平法及ヒ海上法ノ不完全ナル
點ヲ補充スル爲メニ發布スル命令及ヒ規則ハ領事裁判廳ノ活動中ニ
最モ緊要ナル部分ヲ占ムルモノニシテ其最モ大ナルモノハ卽チ訴訟
手續ナルヲ以テ余ハ訴訟法ヲ講スル時ニ之ヲ詳述セント欲ス
其他國際法ノ如キモ亦^タ領事裁判廳ノ手續ニ大關係ヲ有スルモノニシ
テ其原則及ヒ實際ノ活用如何ヲ知ラント欲セハ必ス先ツ諸外國トノ
條約書裁判所ノ判決各國間ノ往復書翰及ヒ法律大家ノ論說等ニ就テ
之ヲ研究セサルヘカラス而シテ此國際法ノ問題ハ自然余ヲシテ日本

帝國ノ法律ヲ日本帝國在留ノ合衆國人民ニ適用スルノ如何ヲ論述セサルヲ得サルニ至ラシムルナリ

日本帝國ト合衆國トノ條約ニ基キ合衆國民ハ日本帝國ノ或部分ニ居留スルヲ得ルト雖モ其居留ノ權ヲ得タリトテ必スシモ日本帝國臣民ト同様ノ權利ヲ有スルモノニアラサルコトハ合衆國政府ノ認證スル所ナリ(一千八百七十六年ノ外交史第三百六十七葉參觀)且ッ日本帝國ノ法律ヲ遵奉スルノ義務ヲ負擔セサルコトハ一千八百七十五年十二月神奈川駐在合衆國總領事ノ判決ニ徴スルモ亦タ明ナリ又一千八百七十四年ノ外交史第六百五十八葉ヲ閱スルニ合衆國政府ハ右ト同一ノ疑問ヲ判決スルニ當リ大日本帝國政府ハ他區ノ干涉ヲ受クルコトナク帝國及ヒ帝國臣民ノ安寧ヲ保護スル爲メ法律ヲ制定頒布スルノ權ヲ有シ日本帝國內ニ在留スル合衆國ノ人民ハ日本國民ト均シク右ノ法

○英文法律書出版前金購買者募集廣告

實務ニ急需アル學術ハ法律ニ若クハナシ實地應用ニ適切ナル法律ハ英吉利法律ニ若クハナシ抑本校ハ邦語ヲ用ヒ主トシテ英吉利法律ヲ教授シ世務ニ能堪ノ士ヲ養成セシムコトヲ勤メリ然ルニ熟_レ社會ノ情勢ヲ察スルニ今ヤ内外人ノ交際日ニ繁キヲ致スノ秋ニ方リ區々邦語ニ依リ外國法律ヲ授クルカ如キハ未タ以テ有爲ノ士ヲ陶冶スルニ足ラサルナリ本校夙ニ此ニ見ル所アリ本期ヨリ英語及ヒ歐文法律書攷修ノ科目ヲ創置セリ然ルニ之ヲ實施スルニ方リ大ニ不便ヲ感スルモノハ英吉利法律書ノ價值極メ貴ニシテ尋常學生ノ容易ニ購求スル能ハサル是レナリ加之坊間書肆ニシテ英吉利法テ高律書ヲ蓄フル者甚タ稀ニ今試ニ各肆ノ律書ヲ網羅スルモ尙ホ本校教科書ニ供スルニ足ラサルナリ是ニ於テカ本校ハ斷然資ヲ擲チテ英書ノ翻刻ニ從事シ務メテ其價ヲ廉シニテ專ラ本校學生ノ教科書ニ充テ傍ラ江湖諸士ヲシテ容易ニ英法ノ原書ヲ購讀スルノ便ヲ與ヘント欲ス若シ夫レ出版及ヒ購求ノ方法ノ如キハ左ノ數箇條ニ就キテ了知セラレンコトナ

第一條 第二科第一級ノ教課用ノ爲メ初步ノ法律書中ノ最善良ナル者ヲ選ヒ翻刻スルニ付前金購買法ニ依リ廣ク江湖ノ需ニ應ス

出版書目○ブラクストン氏英法註釋

一八八〇年新版

○アンソン氏契約法○アンダーヒル

氏私犯法○マークビー氏法律論綱○スミス氏商法○ウキルリアム氏不動産法○テ
リー氏法律原論○ブルーム氏英法註釋○スミス氏訴訟法

第二條 書籍ハ中形ノ冊子體ニ編輯シ毎月三回ニ分チ之ヲ出版シ一回ノ紙數一百ペ
ージ内外ニシテ一ページ凡十字詰四十行トス

第三條 一冊ノ定價ヲ四十錢トシ前金購買者ヘハ特ニ二割五分引即三十錢ノ代價ヲ
以テ配付ス

第四條 前金購買者ハ一ヶ月分ノ代價即チ金九十錢ヲ前月末マテニ當校會計掛ヘ拂
込ムヘシ

第五條 英吉利法律學校内外生徒ハ格別ニ五割引即チ一冊二十錢ノ代價ニテ購買ス
ルコトヲ得但代價拂込手續ハ第四條ニ據ルヘシ

第六條 今回ノ出版ハ第一條ニ記載ノ書籍ヲ悉ク出版シタルトキハ第一回ノ英文出
版事業ヲ了リタルモノトス

第七條 今回出版ノ書籍ハ英文法律書中ノ純粹ナル者ヲ撰拔シタルナレハ各専門公
私諸學校及ヒ地方中學校師範學校等ノ教科書ニ最モ適當ナリトス

東京神田區錦町

英吉利法律學校

明治十九年十月

○第一科教課及受持講師姓名

第一學年

法學通論	契約	私犯	親族	刑罰	代理	組合理	動產委託	合衆國法律	英國刑法	羅馬法	判決錄	理論財學	英語學	賣買	財產	證據	會社
每學週	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	每學週	全上	全上	全上
法學士	大學助教授	法學士	法學士	法學士	米國法律學士	法學士	法學士	米國法律學士	法學士	法學士	法學士	米國文學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士
山田喜之助	土方寧	奧田義人	山田兼吉	岡山武夫	菊池一	松野貞一	元田肇	シドモール	澁谷慥爾	渡邊安積	渡邊安積	坪井九馬三	駒沼達吉	菅原惟忠	藤田隆三郎	增島六一郎	岡村輝彦

第二學年

一流通證書法	一商船法	一治罪法	一保險法	一國際公法	一訴訟法	一オーストラリア	一合衆國法律	一判決錄	一萬國公法論	一訴訟演習	英語學	一財產法	一破產法	一法律牴觸論	一分析法理學	一法律沿革論	一憲政	一行政	一訴訟
全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	每週	每週一回	每週	每週	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上
法學士	佛蘭西法律學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	米國法律學士	法學士	博言博士	博言博士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士
土方寧	高橋健三	木下廣次	伊藤悌治	高橋捨六	增島六一郎	關直彦	シドモール	渡邊安積	イーストレーキ	菅原惟忠	增島六一郎	增島六一郎	山田喜之助	渡邊安積	增島六一郎	植村俊平	江木衷	增島六一郎	增島六一郎

一 英法註釋	一 法律原論	一 私犯法	一 契約法	一 訴訟法	一 訴訟法	一 臨時講義	一 臨時講義	一 成法理論	一 卒業論文	一 英語學	一 訴訟演習	一 動產差押法	一 萬國公法論	一 合衆國法律	一 立憲法學	一 日本法令	一 オーストラリア法理學
ブルーム氏	テリー氏	アデソン氏	スミス氏	スミス氏	スミス氏	○第二科教課及受持講師姓名	臨時講義	成法理論	卒業論文	英語學	訴訟演習	動產差押法	萬國公法論	合衆國法律	立憲法學	日本法令	オーストラリア法理學
法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	米國法律學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士
山田喜之助	澁谷慥爾	奧田義人	土方寧	増島六一郎	増島六一郎	小村壽太郎	合川正道	高橋健三	高須祿郎	高須祿郎	高須祿郎	高須祿郎	高須祿郎	高須祿郎	高須祿郎	高須祿郎	高須祿郎

一 法律沿革論	一 法律學	一 法律抵觸論	一 破產法	一 證據法	一 不動產法	一 買賣法	一 代理法	一 證據法	一 流通證書法	一 會社法	一 國際公法	一 物理學	一 證據法	一 不動產法	一 買賣法	一 代理法	一 證據法	一 英國法註釋
メイ氏	ホルランド氏	ウエストレーキ氏	ウエストレーキ氏	ホルランド氏	ホルランド氏	ホルランド氏	ホルランド氏	ホルランド氏	ホルランド氏	ホルランド氏	ホルランド氏	ホルランド氏	ホルランド氏	ホルランド氏	ホルランド氏	ホルランド氏	ホルランド氏	ホルランド氏
法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士
高橋健三	江木衷	渡邊安積	増島六一郎	江木衷	岡山兼吉	奧田義人	土方寧	渡邊安積	土方寧	奧田義人	岡山兼吉	江木衷	江木衷	元田肇	高橋捨六	山田喜之助	渡邊安積	渡邊安積

一憲 アモス氏 法 法學士 伊藤悌治

一衡 スネル氏 法 米國 法律學士 小村壽太郎

右之通り改定候也

東京神田錦町貳丁目貳番地

英吉利法律學校

英吉利法律學校規則抜抄

第七章 校外生規則

第一款 講義錄

第三十八條 通則 遠隔ノ地方ニ在リ又ハ

業務ノ爲メ參校シテ親シク講義ヲ聽ク能

ハサルモノ、便チ計リ校外生ノ制ヲ設ケ

本校講師講義ノ筆記ヲ印刷シテ之ヲ頒ツ

第三十九條 種類 講義錄ハ第一級講義

錄第二級講義錄第三年講義錄ノ三種ト

ス但第三年級講義錄ハ明治二十年九月ヨ

リ之ヲ出版ス

第四十條 出版日 第一級講義錄ハ毎土

曜日ニ發兌シ第二級講義錄ハ毎水曜日

ニ之ヲ發兌ス

第四十一條 紙數 講義錄ハ都テ一冊ノ紙

數九十「ページ」ヲ限リトス

第十二條 記載事件 講義錄ハ講義ヲ記載

スルノ外本校ノ記事及廣告類ヲ記載スル
モノトス

第二款 校外生入學在學規則

第四十三條 通則 何人ニ限ラス本規則ニ

從ヒ校外生タラント欲スルモノハ試驗ヲ

要セス何時ニテモ入學ヲ許ス

第四十四條 教科及修業年限 教科及修業

年限ハ校内生ニ同シ

第四十五條 講義錄配付 校外生ニハ每週

一回英吉利法律講義錄ヲ配付スヘシ

第四十六條 證書 校外生ニシテ就學證書

又ハ卒業證書ヲ受ケント欲スルモノハ望

ニ依リ試驗ノ上之ヲ授與スヘシ

第四十七條 入學手續 校外生タラント欲

スルモノハ其氏名、族籍住所、年齡ヲ記シ

タル入學證ニ東修並一ヶ月分月謝ヲ添ヘ

申込ムヘシ

第四十八條 入學證 校外生入學證雛形

私儀今般貴校へ入學御許可相成候上ハ在學中御規則
堅ク相守可申候仍テ證書如斯候也
宿所族籍
姓名
年印
年月日

英吉利法律學校御中

年印

第四十九條東修 校外生ハ東修金五拾錢
 ナ納ムヘシ
 第五十條月謝 校外生ハ毎月翌月分ノ月
 謝金七拾錢ヲ納ムヘシ
 但前納セサルモノハハ講義録ノ配付ヲ
 見合スヘシ
 第五十一條増金 將來印刷費遞送費等増
 加スルトキハ豫メ通知シテ相當ノ増金ヲ
 納メシムルコトアルヘシ
 第五十二條月謝金不返付 既ニ受領シタ
 ル月謝金ハ假令本人ノ都合ニヨリテ退學
 スト雖之ヲ返付セス
 第五十三條住所通知 住所ヲ轉シ又ハ氏
 名ヲ改稱スルモノハ速ニ本校講義録掛ヘ
 通知スヘシ
 第五十四條月謝金返滯 月謝金不納ニケ
 月以上ニ及フトキハ退校生ト見做スヘシ
 故ニ再送本ヲ請フモノハ更ニ入學ノ手續
 ナ爲サシムヘシ
 第五十五條月謝金送付手續 月謝金ヲ爲
 替トシテ送致スルモノハ東京神田區錦町
 二丁目二番地英吉利法律學校會計岡山兼
 吉ヘ宛東京神田郵便局ヘ向ケ振込ムヘシ
 第五十六條同上 月謝金ハ郵便切手ヲ以

テ納付スルコトヲ禁ス
 通運會社ニ托シ貨幣ヲ送致スルモノハ配
 達料一錢ヲ添ヘ拂込ムヘシ
 第三欸 校外生質問規則
 第五十七條通則 本校々外生講義録ニ登
 載スル諸課目ニ限リ疑問アルトキハ通信
 ナ以テ之ヲ質スコトヲ得但擬律擬判ノ問
 一切答案ヲ付セサルモノトス
 第五十八條質問信書 質問信書ニハ講義
 録ノ號數合本ニ爲シタルタメ號數ノ見
 ナ示シ疑問ノ要點ヲ明瞭ニ記載スヘシ
 第五十九條答案 凡質問ハ質問委員ニ於
 テ其難易ヲ判別シ主旨自ラ明瞭ナリト認
 ムルモノ若クハ質問通信ノ文意了解シ難
 キモノハ答案ヲ付セサルヘシ
 第六十條問答記載 質問及答案ハ時々講
 義録ノ紙尾ニ登錄スヘシ
 第六十一條質問信書名宛 質問信書ハ本
 校質問委員ニ宛テ郵送スヘシ

廣 告

○第三號中組合法ト成法理論トノ間一枚
 脫紙ノ如クアレトモ右ハ植字ノ誤ナリ

法學士 渡邊安積先生講述

羅馬法 完

最上等洋綴 定價金壹圓

校外生諸君へハ特別廉價七十錢ニテ
賣渡ス 但郵税金三十二錢

現今獨逸ニ於テ法理學ノ泰斗ト仰カル、
博士イエリング氏曾テ謂ヘルコトアリ
曰羅馬ハ三タヒ世界ニ號令シ世界ヲ統一
セリ第一回ハ武威ヲ以テシ第二回ハ教權
ヲ以テシ第三回ハ法律ヲ以テセリト英吉
利ノ法理學士メイン氏モ亦曰羅馬法ハ
古來尊重敬禮ヲ以テ遇セラレサルノ世ナ
ク泰西諸國法律ノ大部分ハ實ニ羅馬法ニ
根據スル者ナリト蓋目今我國ノ制度ハ模
範ヲ歐米ノ法律ニ取リテ益改良進歩セン
ト欲スル者ナレハ羅馬法ノ我國ニ進入ス
ル勢避ク可カラサルノコトタリ然ラハ則
世ノ法律ノ學ニ從事シ我國ノ法律制度ノ
改進ヲ以テ自ラ任セント欲スルノ士ハ豈
一日モ羅馬法ノ攻究ヲ緩慢ニ付シテ可ナ
ランヤ唯憾ラクハ羅馬法ノ邦語ヲ以テ綴
リタル者世甚稀ナリ本書ハ則テ法學士渡邊
安積君カ先キニ東京大學ニ於テ講述シタ
ルモノヲ修正補綴シタル所ニ係リ羅馬法
ノ原理要則ヲ彙集分析シ其明晰ナル歴々

掌ヲ指スカ如シ學者幸ニ此法理ノ無盡藏
ヲ座右ニ備フルトキハ其益タル蓋普通ノ
法律書數百卷ヲ有スルニ倍セン
發兌 東京馬喰町貳丁目 島村利助
全本郷春木町三丁目 全支店

訴訟鑑定約定起算相談

ばりすとる 法學士 增島六一郎 英米
ノ實地ヲ研究スルノ後 第一着 法律
我訴訟ノ有様ヲ見ルニ 殊ニ然
終ヒニ救フニ道ナ 地方事件 依テ 通
キモノ少ナカラス

信局 代言 鑑定辯護立 内外商業
取引等ニ關 社起業約定 未萌 二防クノ
シ當初ヨリ 相談 害失敗ヲ 助力ヲ爲
ントス 倫敦 ナル船舶輻輳ノ中央ニ於 衝
且英國 等ニ關スル訴訟ハ專務 遠地ノ
突保險 等ニ關スル取扱ハントス 諸
君ト雖事件ノ情况ヲ 回答 セン但シ規則
御記送アラハ急速ニ 書ハ御申越次
第進呈スヘシ

東京日本橋區 橫濱居留地
檜物町六番地 本局 六十番館 出張所

20131017

本校參考用書目

左ノ書籍參考用ノ爲メ本校生徒ニ限リ特別廉價ヲ以テ讓渡シ候

法學士渡邊安積編輯

○羅馬法

定價金壹圓
特別廉價金七拾錢
遞送費三拾貳錢

法學士渡邊安積講義

○アン契約法

定價壹冊金八錢
又ハ拾錢
拾三冊マテ出版濟

法學士山田喜之助著

○英米代理法

定價金壹圓
特別廉價金七拾五錢

法學士山田喜之助著

○註補英國私犯法

定價金七拾五錢
特別廉價金五拾錢

法學士山田喜之助著

○麟氏會社法

定價金貳圓三拾錢
特別廉價九拾五錢
遞送費金二拾八錢

○校外生諸君中九月分ノ月謝ハ半額タルヲ知ラスシテ全額ヲ拂込ミタルモノアリ右ハ本月分ノ内ニ繰入レタリ本校ノ事務ハ校長以下七種ニ區別シ從テ其執ル所ノ事ヲ異ニスルヲ以テ交通セラハトキハ左ノ項ニ準據シ書柬ノ表面ニ明記セラレハシ(一)學校全体ニ關スル一切ノ件ハ幹事宛(二)金錢上ニ關スル件ハ會計掛宛(三)學科試驗入退校規則ノ問合ニ關スル件ハ教務掛宛(四)講義錄ノ遞送請求未着遲滯ノ件ハ講義錄掛宛(五)編輯上一切ノ件ハ編輯掛宛右ノ外ハ諸君鑑識類推シテ各其掛ニ宛テラレヨ

明治十九年十月廿三日 (定價金貳拾錢)

持主 增島六一郎

印刷人 大谷木備一郎

編輯人 澁谷慥爾

神田錦町貳丁目貳番地

發行所 英吉利法律學校